

平成29年 9 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成29年 9 月21日～22日・25日

場 所 第2委員会室

平成29年 9 月 21 日 (木曜日)

午前 9 時 57 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成29年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 2 号)

○議案第 2 号 宮崎県税条例の一部を改正する
条例

○議案第 3 号 県税の課税免除等の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
公益財団法人宮崎県私学振興会
- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策 (平成28年度) について

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成28年度の取組に係る政策評価の結果につ
いて
- ・PPP/PFIの取扱いに関する検討につ
いて
- ・2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備方針
について
- ・国土利用計画 (宮崎県計画) の改定について
- ・産業人財育成・確保のための取組指針 (仮称)
の策定について
- ・国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭開催
準備の進捗状況について
- ・航空路線の充実について
- ・宮崎県庁における「働き方改革」の取組につ
いて
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例

の一部を改正する条例について (議案第 6 号
関係)

- ・九州北部豪雨災害への対応について
- ・北朝鮮のミサイル発射への対応について
- ・平成29年台風18号による被害状況について

出席委員 (7 人)

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 二 見 康 之 |
| 副 委 員 長 | 岩 切 達 哉 |
| 委 員 | 緒 嶋 雅 晃 |
| 委 員 | 蓬 原 正 三 |
| 委 員 | 中 野 一 則 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 前屋敷 恵 美 |

欠席委員 (1 人)

| | |
|-----|---------|
| 委 員 | 河 野 哲 也 |
|-----|---------|

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

| | |
|---------------------------|---------|
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当) | 井 手 義 哉 |
| 総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当) | 鶴 田 安 彦 |
| 部参事兼総合政策課長 | 松 浦 直 康 |
| 秘 書 広 報 課 長 | 横 山 浩 文 |
| 広 報 戦 略 室 長 | 吉 村 達 也 |
| 統 計 調 査 課 長 | 和 田 括 伸 |
| 総 合 交 通 課 長 | 小 倉 佳 彦 |
| 中山間・地域政策課長 | 奥 浩 一 |
| 産 業 政 策 課 長 | 重黒木 清 |
| 生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 | 弓 削 博 嗣 |
| 交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監 | 最上川 周 一 |
| みやざき文化振興課長 | 川 口 泰 夫 |

記紀編さん記念事業
推進室長 米 良 勝 也
人権同和対策課長 工 藤 康 成
情報政策課長 蕪 美知保

総務部

総 務 部 長 桑 山 秀 彦
危機管理統括監 田 中 保 通
総 務 部 次 長
(総務・職員担当) 渡 邊 浩 司
総 務 部 次 長
(財務・市町村担当) 武 田 宗 仁
危機管理局長
兼危機管理課長 藪 田 亨
総 務 課 長 丸 田 勉
防災拠点庁舎整備室長 宮 里 雄 一
部参事兼人事課長 吉 村 久 人
行政経営課長 日 高 幹 夫
財 政 課 長 川 畑 充 代
税 務 課 長 棧 亮 介
市 町 村 課 長 横 山 幸 子
総務事務センター課長 大田原 節 郎
消 防 保 安 課 長 福 栄 芳 政

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 原 田 一 徳
総務課主任主事 日 高 真 吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 58 分休憩

午前 10 時 0 分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について、部長の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。座って御説明いたします。

早速でございますが、お手元の委員会資料の表紙をおめくりください。目次をごらんいただきたいと思ひます。

今回、総合政策部からお願いしております議案はございません。

内容は、法令に基づく議会への報告事項が 2 件でございます。

まず、丸の 1 つ目ですが、県が出資している法人等の経営状況についてでございますが、後ほど御説明しますけれども、総合政策部所管は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場と、同じく公益財団法人宮崎県私学振興会の 2 法人でございます。この 2 法人について報告するものであります。

次に、もう一つ丸がございまして、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策については、宮崎県中山間地域振興条例第 7 条第 2 項に基づき、平成 28 年度に実施した主な施策を報告するものでございます。よろしくお願いたします。

その他報告事項でございますけれども、本日は 6 件、報告事項がございます。

それと、目次にはございませんが、お手元、机上のほうに、航空路線の充実についての資料

を勝手ながら配付させていただいております。あわせて、詳細について、後ほど担当課長からそれぞれ御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○二見委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○川口みやざき文化振興課長 それでは、地方自治法及び県条例に基づき、公益財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況等について御報告いたします。

平成29年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についての17ページをお開きください。

初めに、平成28年度の事業報告についてであります。

事業概要ですが、当財団は県立芸術劇場の指定管理者として、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点としての役割を十分果たしていくよう、多様な文化事業を企画、実施するとともに、積極的に活用されるよう管理運営に努めたところでございます。

次に、事業実績についてであります。

県立芸術劇場の指定管理業務、施設の利用及び維持管理につきましては、記載しておりますとおり、貸館業務や施設設備の維持管理を行ったところであり、事業費は2億6,143万7,000円となっております。

次に、その下の上記以外の指定管理業務等につきましては、4億5,111万5,000円となっております。

その内訳としましては、まず、第21回宮崎国際音楽祭であります。17日間にわたり14の公

演と関連イベントを開催いたしまして、延べ入場者数は2万600人余りとなっております。

また、次年度の第22回音楽祭開催のため、公演内容や出演者の決定・調整など、準備事業を実施しております。一般公演のほか、自主企画制作公演事業、次ページの教育普及事業、芸術文化発信事業につきましては、記載のとおり、多彩な公演普及事業を実施したところであります。

次に、経営状況等につきましては、20ページ以降に財務諸表がございますが、説明が重複いたしますので、同じ資料の171ページ、出資法人等経営評価報告書の中で御説明いたします。

まず、出資の状況であります。

総出資額は2億4,734万7,000円、県出資額も同額ですので、県出資比率は100%であります。

次に、県関与の状況であります。

まず、人的支援であります。右側の平成29年度の状況としまして、役員9人のうち県退職者は3人、また職員数26人のうち県職員は1人、県退職者は1人となっております。

次に、その下の財政支出等につきましては、平成28年度は委託料として5億8,429万3,000円を支出しております。

その主なものとしましては、その下の欄にありますように、まず、県立芸術劇場管理運営事業は、劇場の維持管理等を行うもので、指定管理料として3億1,227万円を支出しております。

次に、宮崎国際音楽祭開催準備事業は、同音楽祭の開催業務等を行うもので、指定管理料として9,835万6,000円を支出しております。

さらに、県立芸術大規模改修事業は、劇場内の施設や設備の修繕を行うもので、委託料として1億1,988万円を支出しております。

次に、活動指標であります。

まず、劇場稼働率は目標値の77%に対しまして実績値は79.1%、達成率は102.7%となっております。

次に、主催公演の入場者率は目標値の66%に対しまして実績値は68.3%、達成率は103.5%となっております。

次に、友の会会員数は目標値の1,500人に対しまして実績値は1,635人、達成率は109%となっております。活動内容につきましては、いずれの指標も目標値を上回っております。

172ページをお開きください。

財務状況でございますが、左側が毎年度の収支状況をあらわす正味財産増減計算書、右側が年度末の資産や負債の状況をあらわす貸借対照表であります。

初めに、正味財産増減計算書の平成28年度の列をごらんください。

経常収益は8億1,527万6,000円に対し、経常費用は8億3,002万4,000円で、当期経常増減額は1,474万8,000円のマイナスとなっております。

平成28年度の基金取り崩し収益は1,500万円ありますので、当期経常外増減額は同額の1,500万円となります。

その下の当期一般正味財産増減額は25万2,000円となっております。これらにより、一般正味財産期首残高1億8,377万9,000円から25万2,000円増加した1億8,403万1,000円が、一般正味財産期末残高となっております。

その下の当期指定正味財産増減額は1,480万3,000円のマイナスとなっておりますので、指定正味財産期首残高2億7,564万4,000円から、これを減じた2億6,084万1,000円が指定正味財産期末残高となります。

この結果、その下の一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計である正味財産期

末残高は4億4,487万2,000円となります。

続いて、右側の貸借対照表であります。

平成28年度の列をごらんください。資産は流動資産と固定資産を合わせまして、5億5,297万4,000円であります。負債は次年度公演のチケットの販売収入など、1億810万2,000円となっております。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は、4億4,487万2,000円となります。

正味財産の内訳でございますが、基本財産が3,000万円、基金などの特定資産が2億3,084万1,000円、一般正味財産が1億8,403万1,000円となっております。

次に、その下の財務指標であります。

まず、管理費比率は目標値の48%に対しまして実績値は59.4%、達成率は76.3%となっております。

次に、入場料収入比率は目標値の36%に対しまして実績値は28%、達成率は77.8%となっております。

次に、総合評価の欄の右上、県の評価についてであります。活動内容につきましては、先ほど御説明したとおり、いずれの指標も目標値を上回り、良好と認められます。財務内容につきましても、いずれの指標も目標値を下回ったものの、国の助成金収益など、入場料収益以外の収益は増加傾向にあり、多様な財源からの収益の確保に向けた取り組みなどが進められているところです。

組織運営につきましては、県民の要望にきめ細やかに対応するため、工夫を凝らしたさまざまな研修を実施するなど、職員の資質向上に向けた取り組みが見られるところです。これらを受けて、その下の4段階評価につきましては、活動内容はA評価、財務内容及び組織運営はB

評価としたところであります。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明いたします。

恐れ入りますが、報告書の23ページにお戻りください。

基本方針につきましては、これまでと同様に、多様な文化事業を企画・実施するとともに、創作発表の場として活用できるよう管理運営を行うこととしております。事業計画の指定管理業務、施設の利用及び維持管理については1億4,478万4,000円、それ以外の指定管理業務につきましては4億5,901万1,000円となっておりますが、このほかに事業は大きな変更はありませんので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、25ページをお開きください。収支予算書であります。

まず、一般正味財産の部の経常増減の部であります。

経常収益につきましては、県補助金等収益が3億7,746万3,000円、チケット収入や企業協賛金など、事業収益として2億8,288万8,126円など、7億1,413万1,126円としております。

経常費用につきましては、人件費支出として1億2,477万7,774円、国際音楽祭や自主企画制作公演事業などの事業支出として5億9,417万5,352円など、7億2,913万1,126円としております。これらの合計額となるその下の当期経常増減額はマイナス1,500万円となっております。

次に、経常外増減の部であります。

経常外収益につきましては、全額が基金取り崩しによる収益になりますが、1,500万円としております。経常外費用はありませんので、経常外収益から経常外費用を除いた当期経常外増減額は同じく1,500万円であります。これらにより、一般正味財産期末残高は支出と同額の1億8,403

万1,185円となります。

次に、指定正味財産の部であります。

当期は1,500万円の基金を取り崩す予定としておりますことから、一般正味財産への振替額は1,500万円となり、当期指定正味財産増減額はマイナス1,500万円となります。このことから、当期の指定正味財産期末残高は2億4,584万755円を見込んでおります。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた正味財産期末残高は、4億2,987万1,940円となる見込みです。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場の説明は以上でございます。

続きまして、条例に基づき、公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況等について御報告いたします。

報告書の169ページをお開きください。

本法人は、私立学校の相互の連携・協調・教育充実及び振興を図り、本県教育文化の高揚に資することを目的としており、総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

次に、その下の県関与の状況であります。

まず、人的支援につきましては、右側の平成29年度の状況としまして、役員数の合計は11人で、このうち県職員が1人、県退職者は1人、また職員数5人のうち県退職者は1人となっております。

次に、その下の財政支出等につきましては、平成28年度は県補助金が8,014万9,000円となっております。その内訳は、その下の欄にありますとおり、まず、私立学校教育研修補助金は、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業に対し、研修事業経費の2分の1以内

を補助するものであり、決算額は230万円であり
ます。

次に、私立学校退職金基金事業補助金は、私
学振興会が行う退職手当資金の基金造成に対す
る補助を行うことにより、私立学校等教職員の
福利厚生の上昇を図るものであり、決算額7,784
万9,000円であります。

次に、その下の実施事業につきましては、主
な事業を申し上げますと、魅力ある学校づくり
事業は、私立学校の外国人講師の招致や教育設
備の購入費に対する助成と、次に、教育研修事
業及び退職手当資金給付事業は、先ほど御説明
したとおりであります。

次に、その下の活動指標につきまして、まず、
魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値5
件に対して実績値16件となっており、達成度
は320%であります。

次に、研修参加者満足度は、教育研修事業に
ついて研修参加者に対して行ったアンケートに
よる平均満足度であります。目標値90%に対
して実績値92.8ポイントとなっており、達成度
は103.1%であります。

次に、融資あっせん利用件数は、申請があり
ませんでした。

次に、170ページをお開きください。

まず、一番上の財務状況の左側にあります正
味財産増減計算書についてであります。

平成28年度の列をごらんください。経常収益
は7億630万7,000円に対して、経常費用は7
億525万9,000円であり、当期経常増減額は104
万8,000円となります。

当期経常外増減額はございませんので、当期
一般正味財産増減額は104万8,000円となり、一
般正味財産期首残高1,620万4,000円と合わせま
して、一般正味財産期末残高は1,725万2,000円

となります。

また、指定正味財産は、当期指定正味財産増
減額がございませんので、指定正味財産期末残
高は4億2,583万8,000円となりますことから、
正味財産期末残高は4億4,309万円となります。

次に、貸借対照表についてであります。

平成28年度の列をごらんください。一番上の
資産は、流動資産と固定資産を合わせまして52
億8,224万円あります。また、その下の負債は
流動負債と固定負債を合わせまして48億3,915万
円あります。この結果、資産から負債を差し
引いた正味財産は4億4,309万円、うち指定正味
財産が4億2,583万8,000円、一般正味財産
が1,725万2,000円となっております。

次に、その下の財務指標でございますが、自
己収入比率は目標値10%に対して実績値は10.1
%で、達成度は101%であります。管理費額は目
標値3,000万円に対して実績値は3,285万8,000
円、達成度は91.3%であります。

次に、教育研修事業費比率は、目標値50%に
対して実績値は54.8%、達成度は109.6%であり
ます。

最後に、一番下の総合評価の枠の右上、県の
評価につきましては、まず、教育研修事業にお
いて受講料を徴収することによる財源確保、事
務局経費の節減、研修メニューの充実強化によ
る質的向上、効率的な基本財産の運用及びホー
ムページ等による情報公開については、一定の
評価ができると考えております。

平成28年度からは主権者教育研修を行うなど、
私立学校のニーズに応じた新たな取り組みも行
われております。

また、退職手当資金給付事業、幼稚園退職金
事業につきましては、会員負担率を年々引き上
げるなど、積立金の健全化が図られています。

今後とも、法令に基づき、適正な事務処理を行うとともに、さらなる退職手当資金給付事業、幼稚園退職金に係る積立金の健全化、ホームページ等による積極的な情報公開に努める必要があると考えております。

その下の4段階評価につきましては、ごらんいただいた評価内容から活動内容はB、財務内容はB、組織運営はBとしたところであります。

説明は以上であります。

○奥中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

まず、別冊としてお配りしております、平成29年9月定例県議会提出報告書（宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（平成28年度）について）という資料をごらんいただきたいと思っております。

2枚おめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成27年7月に改定いたしました中山間地域振興計画におきます施策の体系表でございます。計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間としております。

計画におきましては4つの重点施策、1、仕事がある中山間地域づくり、2、子育て環境等の整備と移住定住の促進、3、集落の維持・活性化と新たな絆の創造等、それから、4、安全・安心な暮らしの確保について、それぞれの具体的施策に取り組んだところであります。

2ページ以降につきましては、それぞれの施策ごとに関係部局におきます事業等の取り組み状況、主な成果、目標、指標に対する実績等を記載しております。

内容は詳細にわたりますので、この内容につきましては、常任委員会資料で御説明をさせていただきたいと思っております。大変恐れ入りますが、

常任委員会資料にお戻りいただきまして、委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの報告書の概要をまとめております。

1、施策の実施状況でございますが、28年度におきましては、点線枠のとおり、先ほども申し上げました、仕事がある中山間地域づくりを初めとする4つの重点施策を掲げ、各部局が連携し、各種の取り組みを実施したところでございます。

2、実施施策の概要でございますが、まず、（1）仕事がある中山間地域づくりについてであります。

①農林水産業の振興のうち、アの農業につきましては、枠囲いにございますように、花卉の安定生産に係る施設、機器等の導入支援やユズやクリの産地に対する支援などに取り組んだところであります。

イの林業につきましては、水源涵養機能の高い森林の整備や木材、特用林産物の生産体制強化のための機械、施設の整備に対する支援等に取り組んだところであります。

2ページをごらんください。

ウの水産業につきましては、県が資源評価を行っております21魚種のうち10魚種について再評価を実施し、資源管理を推進したほか、拠点漁港10漁港のうち8漁港におきまして、地震・津波対策を推進したところでございます。

②新たな産業の創出等につきましては、中山間地域産業振興センターによる食品開発等の相談受付やセミナーの開催などを行ったほか、高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定を受け、観光資源として活用する方策についてのワークショップの開催、モニターツアーの実施に取り組んだところであります。

③鳥獣被害対策につきましては、人工林における防護柵の設置に対する支援や鳥獣被害対策マイスターの育成等に取り組んだところであります。

④地域経済循環の促進につきましては、経済構造分析の理解、促進に向けた研修会の開催や林地残材を木質バイオマス発電施設等へ供給するための取り組みに対する支援など、新エネルギーの利活用を促進したところであります。

3ページをお開きください。

次に、指標の達成状況でございますが、この仕事がある中山間地域づくりの関連では、21の指標を設定し、表の一番右の列の平成30年度の目標値の達成に向けて取り組んでおります。

総体的に見ますと、おおむね順調に推移しているところでございますが、上から2つ目でございます集落営農組織数、その下の中山間地域等直接支払制度協定締結面積につきまして、担い手の高齢化等を背景に、伸び率が低調であるほか、(2)の新たな産業の創出等の、上から3つ目でございます観光消費額が熊本地震の影響などにより減少しているなど、今後、さらなる取り組みが必要な指標も見られるところであります。

4ページをごらんください。

次に、(2)子育て環境等の整備と移住定住の促進についてであります。

①子育て支援等の充実につきましては、未来みやざき子育て県民運動の促進による機運の醸成や結婚サポートセンターにおける中山間担当職員の配置と、出張窓口の開設などを行ったところであります。

②の教育の充実等につきましては、県内6カ所の地区生徒寮の運営や県立美術館、総合博物館での出張展示等を行ったところであります。

③戦略的な移住等の促進につきましては、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの運営や市町村が行う空き家バンクなどの取り組みに対する支援等を行ったところであります。

次に、指標の達成状況でございますが、この子育て環境等の整備と移住定住の促進の関連では、3つの指標を設定して、その達成に向けて取り組んでおりまして、一番上の合計特殊出生率は横ばい状態である一方、一番下の移住世帯数は順調に伸びているところでございます。

5ページをお願いいたします。

(3)集落の維持・活性化と新たな絆の創造等についてであります。

①自主的な活力の向上につきましては、住民みずから集落の課題等を話し合い、行動する意識の醸成や支援として、いきいき集落の認定や住民主体のワークショップなどの取り組みの支援を行ったところであります。

②都市等との交流・地域間連携の促進につきましては、中山間盛り上げ隊による集落支援を通じた都市住民との交流を図ったほか、本年6月に決定されました、祖母・傾・大崩周辺地域のユネスコエコパーク登録に向けた取り組みを行ったところであります。

③小規模・高齢化した集落対策につきましては、地域福祉コーディネーターの養成やみやざき地域見守り応援隊による孤立死等の早期発見などに取り組んだところであります。

④人材の育成・誘致につきましては、地域おこし協力隊などを対象とした研修会を開催したところであります。

⑤地域文化の保存・継承と活用につきましては、民俗芸能保存団体への支援やみやざき文化財情報、みやざきデジタルミュージアムでの情報発信に取り組んだところであります。

次に、指標の達成状況でございますが、この集落の維持・活性化と新たな絆の創造等の関連では、4つの指標を設定し、その達成に向けて取り組んでおります。

一番上の集落活動助成件数や一番下のみやざき地域見守り応援隊の参加企業数が順調に伸びている一方、上から2つ目のいきいき集落の認定数、その下の中山間盛り上げ隊の参加者数がここ数年伸び悩んでおり、今後、さらに市町村等を通じた制度の周知に努めるなど、目標達成に向けて一層の取り組みが必要であると考えているところであります。

6ページをごらんください。

次に、(4)安全・安心な暮らしの確保についてであります。

①医療の確保及び保健福祉の充実につきましては、僻地出張診療の実施や認知症サポーターの養成支援等に取り組んだところであります。

②生活機能の維持・確保につきましては、広域的バス路線を運行する市町村に対する支援や都市部と中山間地域を結ぶ国県道の未改良区間の道路整備などに取り組んでおります。

③水道の整備及び水環境の保全につきましては、水道施設に係る事業統合の計画的な実施を推進いたしますとともに、森林環境税を活用した広葉樹植栽等に取り組んだところであります。

④情報通信基盤の充実及び利活用の促進につきましては、携帯電話サービスの利用が不可能であった地域の解消に取り組んでおります。

⑤防災・減災対策の推進等につきましては、土砂災害防止対策や河川改修の実施、雨量・水位情報等の提供などに取り組んだところであります。

7ページをお開きください。

次に、指標の達成状況でございますが、この

安全・安心な暮らしの確保の関連では、11の指標を設定し、その達成に向けて取り組んでおりました。おおむね順調に推移しているところでございますが、このうち(1)の医療の確保及び保健福祉の充実にあります臨床研修医の受け入れ数や(5)防災・減災対策の推進等の上から3つ目にあります河川改修が必要な区間の河川整備率等、進捗度合が低調なものもありますので、今後、さらなる取り組みが必要であると考えております。

最後に、3、今年度以降の取り組みでございますが、(1)に記載しておりますとおり、中山間地域の実情や特性等を勘案した、仕事がある中山間地域づくりを初めとする4つの重点施策を展開しながら、(2)にございますように、知事をトップとする中山間地域対策推進本部のもと、引き続き、部局間連携を図り、中山間地域対策を総合的に推進することとしております。

また、(3)のとおり、中山間地域をみんなで支える県民運動のさらなる展開により、中山間地域が果たしている役割等への理解促進、都市部との交流や連携の一層の促進等を図ってまいりたいと考えております。

報告事項についての説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、県が出資している法人等の経営状況について、質疑がありましたらお願いします。

○中野委員 171ページの主催公演の入場者率。目標が66%で実績が68.3%、達成率103.5%ですが、この目標値の66という数字ですよね。これは、非常に高い数字なんですかね、他と比べてこういうもんだということですかね、低く抑えられているものか、合理的数字なのかを教えてくださいませんか。

○川口みやざき文化振興課長 この主催公演の

入場者率というのは、自主事業の、各公演の入場者数を各公演のホールのキャパで割った数、率を平均したものでございまして、68.3%という実績が出ております。

この目標値の66%というのが、基本的には、全国の公立文化施設の稼働率が70.3%という平均がございすけれども、そういったものも参考にしながら、66.6という数値を定めたものと考えております。

○中野委員 それ合理的数字になるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 合理的数字だと思っております。

○中野委員 どこか参考になるところとの比較を教えてください。

○川口みやざき文化振興課長 手元にございませぬので、ちょっとお時間をいただけますでしょうか。

○中野委員 そしたら、この66%を決めるときに、何かを基準にして決められたと思うんですよね。その辺の決め方、決めるときの数字を教えてください。本年度も来年度もずっと66ですからね。何かがあったから66になったんだと思うんですよ。

○鶴田総合政策部次長(県民生活担当) この主催公演の入場者率の目標につきましては、当初、平成24年当時につきましては、大体、入場者率が54%前後という推移をしてございました。それからだんだんと28年度が68.3%ということになっておりますけれども、その当時、まだ60%に届いていないという状況にありまして、その50%、54%程度か、さらに10%程度入場者率を引き上げるということで、この目標率を設定したものと考えております。

○中野委員 実績値が68.3だから、29年度なんかはずっと過去と同じ数字じゃなくて、その数

字を上げて、やっぱり高い目標を、ハードルを高くしてそこに挑戦するということをしていったらどうかなと思うんですよね。どこかにか書いてあったですよね。何かこの財源の確保してみたいな部分、どこか書いてありましたが、ここも入場者率が上がるということは、やはりこの収入がふえるわけでしょう。

だから、やっぱり高みを目指すということの努力が欲しいなと思いましたが、ずっと去年からことし、ことしから来年、同じ数字では、実績が上がっていますからね。やっぱり、そういう取り組みが必要じゃないかなと思うんですよね。さしずめ、30年度の目標値がもう既に掲げているけれど、これでいいのかなと思いたので。

○川口みやざき文化振興課長 この入場者数につきましては、劇場のほうも自主の公演事業、入場者数がふえるように、公演内容を見直したり、いろいろ努力しております。そういった中で、努力して伸びているんですけれども、そういった状況を見ながら、また目標値については検討してまいりたいと思います。

○松村委員 公益性がある施設ですから、収益一辺倒というわけにはいかないんでしょうけれども、友の会の会員というところがありますよね。安定して1,500名ということですけど、この1,500名という数字は適切な数字なのか、それとももっとたくさんの3,000人とか、そういう目標設定もできる数字なのか。

例えば、民間でもし劇場をやっている、収益を中心にやっているところは、友の会というところ、物すごく多いんですよね。収入の中で、友の会の人たちがほとんどチケットをとられるので、二次募集の一般の方というのは、なかなか入れないというのが人気のある演劇だったり、

コンサートだったりの状況なんですよ。

で、この1,500名という友の会の会員数が適切な目標なのか、ここの運営に対して1,500名じゃなくてもいいのかなと感じたので。

○川口みやざき文化振興課長 友の会の会員数なんですけれども、推移を見ますと、24年度は970人、25年度は1,189人で、26年度に実は会員限定のコンサートをして、そこで会員が一気に1,724人にふえたよと、そういったものもありますし、25年度からは高校生会員を募集してふやしたということもあって、その辺が増加しているところですよ。

近年は、特に、地道に周知したり、そういったことでふやそうという努力はしているんですけども、できるだけ多く入っていただきたいというのが我々の希望であります。できるだけふやす方向で取り組んでいきたいと思っております。

○松村委員 友の会の会員は、全入場者数、1,500人でしょうけれど、延べでいくと友の会自体は1万とか2万とか3万とか、延べ入場者数になっていると思うんですよ。全体に占める入場者数の割合とか、友の会の収益の割合というのはわかりますか。

○川口みやざき文化振興課長 調べてないということで申しわけございません。

○松村委員 わかりました。

公共性がある中で、友の会限定で、例えば、収益性を求めるために、友の会の方にはインセンティブを与えて、よりたくさん来ていただいたり、友の会に入っていれば、いい舞台とか、いいコンサートへの優先チケットとか、そういうインセンティブを与えながら収益性を上げていくということと公共性と合わせていくということやうまくコラボしていくと、バランスのと

れた収益と公共性になるんじゃないかと。この友の会というのは、結構大きな戦略だと思うんで、ずっと目標が1,500名であるところを、もう一回検討していただければなと思っております。

○緒嶋委員 この入場者数が県下それぞれの市町村でバランスがとれとるのかな。宮崎市が中心で、極端に言えば、五ヶ瀬町は5名とかいうような感じになるんじゃないかなと思うけれど、そのあたりは調査したことはあるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 一応、入場者の方にアンケートはとっておりますで、それで、地域別の割合を見ますと、これは宮崎市内と市外だけというデータなんですけれども、やはり6割ぐらいが宮崎市内になっております。

○緒嶋委員 その宮崎市と市外というアンケートのとり方は、これはもう雑なとり方であって、地方にやっぱりこういうのは配慮しないと。一極集中でこういうことをやるというのは、宮崎市の人は満足するだろうけれど、地方の人は、これはやっぱり公費を負担してやるわけだから、ある程度そのバランスというのを考えた、いろいろな公演活動をしなきゃおかしいんじゃないかなと思っております。

基本的にどこの町村がどれぐらい来ておるかということや調べんことには、そういう対策も立てられんわけだから、そういう努力はされなわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 宮崎市内の方が多いということで、国際音楽祭の際には、サテライト会場ということで、ことしもえびのと西都で行いましたけれども、そういった形で地方でもやるといった取り組みでしたり。あと、アウトリーチ事業ということで、劇場より外に出て行って、コンサートを開いたりとか、そういつ

たのを行っておまして、音楽アウトリーチは20カ所、演劇アウトリーチは6カ所で行っているところです。

音楽のアウトリーチは、美郷町とか高千穂町とか日之影町、五ヶ瀬町、あと小林、日向、西都、三股、川南、そういった地域でもやっているところがございます。

○緒嶋委員 毎年、そういうふうに、言わば、バランスをとりながらやっておるといことですか。たまたま去年がそうだったということ。

○川口みやざき文化振興課長 できるだけ、全域に行くようにやっているんですけど、一応、全市町村に希望をとって、希望があるところに、基本、行っているというのが実態ですけども、できるだけ全市町村で行えるように努力してまいりたいと思います。

○緒嶋委員 当然、この芸術劇場が宮崎にあるから、ここでやるのが一番効率はいいいわけですよ。しかし、こういう文化とか、すばらしい芸術とかというのは広く全県下に、そういう恩恵というか、このすばらしいものが、感動が与えられるような配慮というのは、いつもしていかなければいかんのではないかと思います。ぜひ、そういう点も十分、県から芸術劇場に指導というか、それをやるべきだと思うんですが、それはやっておられるわけですね。

○川口みやざき文化振興課長 はい、やっておるところでございます。

○蓬原委員 私も同じような意見を持っていて、県内の利用状況を聞こうかと思っていましたが、とっておられないようだけれど。県内といっても、諸塚と児湯郡では同じ市外でも大きく違うわけで、串間と児湯郡も大きく違うわけだから、せめてブロックぐらい、県西・県南・県北とか、そのぐらいの区切りは必要じゃないかなと正直

思いました。

これは、将来的にいろんな計画をする中で、大事なデータだと思いますから、どの地域の方が使っておられるかと、あと駐車場の問題もありますよね。前も一回、一般質問で言ったことがあるんですけど、なかなか駐車場がなくて、手狭で、私、一回入れなかったことがあって。ぐるぐる回って、結果的には、途中からしか入場できなかったということがあったりして。だから、市内市外、距離に応じて宮崎市の人たちには御遠慮願うとか、バスで来ていただくとか、何かそういう手だても必要じゃないかというお話をしたこともあるんですけど。

いずれにしても、これは文化の、宮崎県の拠点としての芸術劇場であって、今、アウトリーチ事業をやっておられるということだけれど、県内くまなくというか、一様に文化の恩恵を受けないといけないわけですから。

鹿児島においては、霧島市、霧島の高千穂峰のふもとに文化劇場をつくっていますから、それでも十分利用されている、向こうの利用状況も調べてみられるとおもしろいと思うんですけど。そういうところもあるわけですから、県民の皆さんが、一様にこの文化の恩恵を受けられるような、ここにできているのは仕方ないわけですから、アウトリーチ事業をさらに充実するとか、いろんな方策を講じていただきたいなと思います。

それで、質問なんですけれど、各市町村に芸術あるいは文化協会というのがありますよね。先ほどの松村委員の友の会の会員数とも関連すると思うんですけど、こういう文化協会の皆さん方との連携というのは、どういうふうに行うかをお聞かせください。

○川口みやざき文化振興課長 県には芸術文化

協会というのがありまして、そちらの会員に市町村の文化協会が入っておられたり、そのほかにも個別の文化団体も入っております。そこに、県も補助金を出したりして、独自に文化事業を、例えば、宮崎文学賞とか、県民芸術祭といった形で、いろんなイベントを開催しているところがございます。

あと、文化年鑑とか会報とかも出して、そういった、市町村の文化団体の支援とかも行ってるところです。

○蓬原委員 そういった連携をやっておられるということですか。この友の会会員というのは、やっぱりできるだけふやしたほうがいいんじゃないでしょうか。たった1,500人じゃなくて、県民100何万いるんですかね、110万いる中でその何%をすると考えるならば、この数を見れば、1,500人というのはたった1,500人かという感じですか。

だから、この施設の周知とか、いろんなイベントを皆さんに知っていただくためにも、友の会会員というのはもっとふえていいんじゃないかなと、応援団みたいなもんですよね。その辺で、この1,500という数字が果たしていいのかどうか、何か御意見、感想はありませんか。

○川口みやざき文化振興課長 確かに、目標値1,500で実績値を超えています、脱会される方もいらっしゃいますので、その辺の維持も含めて、この数字が妥当なのかどうか、今後、検討していきたいと思っております。

○岩切副委員長 友の会の会費と、あとメリット、そのあたりを教えてください。

○川口みやざき文化振興課長 年会費、一般会員ですと2,000円で、高校生会員は無料となっています。一般会員の方々は、劇場主催公演のチケット料金が1割引きになるというメリットが

ございますし、情報誌を送付するということが、あと、館内のレストランが1割引きで利用できるという特典がございます。

高校生については、指定公演、高校生分のチケットがあるところについては、1,000円で入場できるというメリットがございます。

○岩切副委員長 友の会会費2,000円の1,500人分は収支の中でどこに上がる費用になりますか。

○川口みやざき文化振興課長 事業収益の中にも上がるとは思います。

○二見委員長 いろいろと今、質疑があったところなんですけれども、この目標値というのは変わらないのはどんなもんなのかなと。今の友の会会員の推移にしても、これまでの経緯というのは必ずあるわけですよね。その経緯を見て、どうしたらもっとよくなるかというところで、高校生会員を入れたりとか、特典をつけたりとかいう、いろんなアイデアが生まれてくることなんだと思います。

県の公共性の高い事業なのかもしれませんが、世の中というのは常に動き続けるものであるし、ましてや目標設定というものは、そこで頑張る皆さんたちを高みに引っ張っていくための重要な指標でもあると思うんですよね。

この指標というのは、常に見直していかれるのか、それとも何年かごとに見直そうとされているのか、そこ辺が一つ疑問に思うところがあります。あと、やっぱり、これ、県が100%出資しているところでもあるので、一番は県がちゃんと引っ張っていかなければならないんだと思うんですよね。そのときに、一番のリーダーシップをとるのが担当課長なのか、部長なのか、ましてや知事がやるべきだと考えておられるのか。行政として、責任の所在というか、その役割というのはどこが担っているのかというのをどの

ようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思いますが。

○日隈総合政策部長 先ほどから、この友の会会員の問題で議論いただきまして、ありがとうございます。

この友の会の会員は、入場者数の大体、今やつと5%ぐらいのシェアなのかなと思っています。過去1,000名を超えていたんですが、平成24年までずっと下落傾向にございまして、1,000人を割った時期があります。平成24年が一番底かなと、一番数字の低い状況でした。で、会費の問題も、実は3,000円だったのを2,000円に落として、高校生会員も無料ということで募りまして、やっこの水準になってきたところではあります。

ただ、今後のことも考えますと、この1,500の目標にやっつと到達したというような状況でありますけれども、この目標値の据え置きということについては、また今後検討してみたいと思います。

会員数はもっともっと欲しいところでありまして、入場者数もふやしていく。あるいは、先ほどありました、各地域での会場の設定の問題、これも、地域で音楽系はなかなか全てのホールでできるわけではありませんので、各地域の中で可能な地域を求めていくというようなことになろうかと思っておりますけれども。本年度も、国際音楽祭、えびの市と西都市ということで、選挙区でいくとちょうど2区、県北ということで西都を選定させていただいたんですけれども、各地域の可能な地域というところで、また今後、開催も検討していきたいと思っております。

その中で、友の会会員も拡大を目指し、また入場者数、そして各地域で、こういう芸術文化に触れ合えるように努力していきたいと思いま

すので、どうぞよろしくお願いたします。

○二見委員長 ということは、部長がリーダーシップをとっていかれると受け取ってよろしいんでしょうか。

○日隈総合政策部長 はい。

○緒嶋委員 それと、公費を毎年トータルで芸術劇場に何億出しとるわけかな。6億ぐらいかな。

○川口みやざき文化振興課長 28年度は5億8,429万3,000円。

○緒嶋委員 それだけの金を出しておるわけだから、これは費用対効果を。芸術で言ったらいかんのかもしれんけれど、やはりこれは大きな金になるわけですね。それが、宮崎だけを中心にこれだけ毎年出しておるというのは、10年すればその10倍になるわけで、そういうことを考えた場合には、本当に芸術劇場のあり方がこれでいいのかということをも根本的に考えていくと。

財政課を応援することになるけれども、それだけ貴重な金が入力されておるという責任感を持って、県民の文化芸術振興のために。これだけの金を出すということは、どういうスタンスで進むかという基本的な姿勢をいつも持ちながらやらないと、私はいかんと思っているんですよ。そのスタンスは十分持っておられるかな。

○川口みやざき文化振興課長 芸術劇場は拠点施設ということで動いていまして、ここを拠点に県内全域に文化の振興を図っていくということで置いている施設でありますので、宮崎市近辺だけで振興を図っていくというわけではなくて、全市町村に全域にその効果が向くように、我々も劇場と十分工夫、協議しながら進めてまいります。

○前屋敷委員 直接経営にかかわることではないんですけれど、やはり芸術劇場にいらしたお

お客様にかかわる問題で、駐車場の話とか出たんですけれども。所管は違うかもしれないんですが、あそこの文化公園の管理は公園協会ですか。

○日隈総合政策部長 所管は違うんですが、今は、業者は馬原造園さんかと思います。

○前屋敷委員 ありがとうございます。

それで、何人もの方から直接お話も聞くところなんですけれど、夜は特に美術館の前から北側のほうの駐車場または第2駐車場に行くのにあそこを通るんですけれど、非常に足元が暗いんですよ。特に、明かりが下だけが照らされているというののもあって、雰囲気的には非常にいい雰囲気を醸し出しているんですけれど、安全性からいくと非常に明るさが足りなくて、足元が危険だということもあって。その辺の工夫をもう少ししてくれんかと。特に、お話を伺った方は高齢者の方だったんですけれど、自分たちみたいな高齢者になると、余計足元が心配なんだということもあって、劇場を利用されるお客様ですので、事故があったりしたら大変なことになりますので、その辺のところをもう一度、点検をし、見直しも図って、実情はどうかというところも見ていただいて。私自身も非常に明かりは足りないなというのをいつも感じているんですけれど、その辺の改善も図ってほしいなということです。

○川口みやざき文化振興課長 ただいまいただきました御意見、担当部局とも十分協議しながら、その辺は改善に向けて検討してまいりたいと思います。

○前屋敷委員 ぜひお願いします。

○松村委員 170ページ、私学振興会について、退職金手当給付事業についてお聞きしますけれども、これは、会員負担率を年々引き上げるなど、積立金の健全化が図られているということ

で、県の評価としては、私学振興会としては健全化は図られているということですが、私学から言わせると、会員の負担が多くなっていく。特に、私立幼稚園あたりからよくお話があるんですけれども、退職金の積み立てに対しての補助をいただけるということで、ありがたいことだけれども、年々負担が上がってくるので、その辺の補助等の見直しについては、何とかありませんかみたいな話もあるんですけれど、状況的にはどうなんですか。毎年、この金額でもうずっと一律にしているんですよ。あと、他県の状況との違いとかはあるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 補助金については、実は28年度、300万ほど増額したところがございます。幼稚園についてなんですけれども、補助率も1000分の11.4から1000分の12.0に上げて、金額もふやしているということがございます。

他県の状況を見ますと、各県ばらばらなんですけれども、正直言いまして、うちの県は、財政状況等もいろいろありまして、負担率はちょっと低目なところがあるのが実情でございます。

○松村委員 もしわかれば、また数字でも教えていただくとありがたいと思います。特に、幼稚園は、保育園とまた違いますから、幼稚園も今、認定幼稚園とか保育園とか、その関係でまたいろいろ職員の皆さんたちもふえている面もあるし。事業としては、子供の教育というところに非常に国も県も当然力を入れていかないといけない分野でありますので、職員の処遇とか、そういうところも改善されるべきじゃないかというお話もある中で、やっぱり退職金というところもある程度、将来に対する安心ということで、いい私学の先生たちも集まっていただけということもありますので、その辺も、

今後検討していただきたいなという思いがあります。

○川口みやざき文化振興課長 実は、幼稚園については、積立率、今の職員の方がやめられた場合に支払う退職金の額の充足率というか、80%ぐらいで、中高についてはもう100%を超えたぐらいあって、こちらは、そういうこともあって負担率を下げる方向になっているんですけども、幼稚園はまだ80ということで、ある程度、そういったのを充実させていくために負担金を上げたり、我々も、先ほど言いましたように、補助金を増額したりとかをやっているところで、そこはいろいろ実情を見ながら、また検討してまいりたいと思います。

それと、先ほど御質問のありました、各県の補助率の状況なんですけれども、福岡県が1000分の36、佐賀県が1000分の16、熊本県が1000分の25、沖縄県が1000分の36、宮崎県は1000分の12ということでしたんで、ちょっと低いということですね。

○松村委員 今の数字は改めてまた教えてください。今、耳では聞きました。聞いた感じでは、かなり宮崎県、まだまだ低いなというところもありますんで。

○蓬原委員 知事の公約に、日本一子育て県だったですかね、子供も日本一育てやすい県にしようという公約もあったと思うんですよ。その中で、この話がよく、団体からも意見が出るころでありまして、ましてやこれから人手不足社会になっていきますよね。そうやっていったときに、保育園の問題もいろいろありますけれども、そこあたりが、先生方の今度は確保、おやめになっていく人がふえたりとか、いろいろなこともありますので、今、話を聞いても、大体、こういう傾向の話はずっと聞いてきましたけれ

ど、我が県が1000分の12と、沖縄と福岡が1000分の36ですから、3倍違いますよね。

だから、28年度にある程度上げられても3分の1ということですから、将来的には、そういう知事の公約のこともある。そして、宮崎県では、子供たちがどんどん減っていくということもありますから、子育てでしやすいことが、若者がそこに定着できるということにもなると思うので、ぜひこのことは前向きに御検討いただきたいなということを要望しておきたいと思います。

○川口みやざき文化振興課長 先ほど1000分の12.0と言ったのは28年度でして、*今年度は13.2ということで上げておりますので、そこは御報告しておきます。

○蓬原委員 少しでもその傾向があるということだけでも評価しておきますが、まだ差は大変大きいですねということも、また指摘をしておきたいと思います。

○緒嶋委員 この私学に県も金を出している、ところが、この前、いじめで子供が亡くなったとか、給食で食中毒が出たとかということがあったですよ。こういうことは、県に対する報告とか、義務教育であれば、教育委員会がそれは徹底してやるわけですが、私学の場合は県と私学とのかかわりはどうなっているわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 私学につきましては、教育の内容とか、学校運営、経営とかについては、自主性を尊重するというところから、余り立ち入れないということになっているんですけども、こういったいじめとか食中毒とかいった、人命にかかわることについては当然、我々もできるだけ指導をやったりと、この前の食中毒のときも報告がございました。それは、

※77ページに訂正発言あり

保健所の指導とかも入って、そういった指導はされるんですけども、適正な学校運営とか、そういったのがなされないのであれば、基本的には指導をしていくということにしております。

○緒嶋委員 いじめやらの問題の場合はどうなるわけ。

○川口みやざき文化振興課長 いじめの問題も、通常は私学の相談員をうちのほうに置いていまして、基本的には、そこに学校なり保護者なり相談がある場合もございます。そういったのを学校側に報告して、そういう対応をしたり。

あと、重大な案件があった場合は、教育委員会、福祉部局と連携しながら対応していくということになっております。

○緒嶋委員 この前の宮崎市であったのは、そういう対応をしたわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 たしか公立で、うちのほうでは対応しておりません。

○緒嶋委員 公立ですか。いずれにしても、やっぱり私学も、いろいろあると思うんですよね。自殺までいかななくても、いろいろあると思うんですよ。公立だけで問題があって、私学は全然ないということもあり得んだろうと思うので、十分そこら辺は連携をとりながら。私立学校教育の充実及び振興を図るための事業を行い、もって、本県の教育文化の高揚に資するというような目的のもとに私学振興会があるわけなので、私学は私学の、建学の精神は尊重しなきゃいかんけれど、県もいろいろそういうことのないようにと指導というか、そういうものは十分考えていくべきではないかなと。気をつけていただきたいと思います。

○二見委員長 今の私学の退職金のことで、去年が1000分の12で、*ことしが1000分の13.2になったということだったんですけど、この169

ページの真ん中の表を見る限り、27年度から28年度に上がるときに大体400万ぐらい上がっているんで、なるほど、さっき300万の増額をしましたということだったので。ただ、その下の、主な県財政支出の内容では、平成28年度の決算と29年度の予算は同額になっているんですけども、何でこれで、その比率が上がったとなっているのか、その説明をお願いしたいんですが。

○川口みやざき文化振興課長 給与の総額が減って、率は上がっているんですけども、実際は支給額が変わらないというような状況になっているということでございます。

○二見委員長 それは、幼稚園の部分だけでそういうふうになっているということなんですか。先ほど、中高のほうではもう充足率が100%を超えているということだったので、そこで下げた分をこっちに充てたと認識すればいいのか、いかがですか。

○川口みやざき文化振興課長 中高は、幼稚園とは別になっていますので、そこでのやりくりというのはないということです。

○二見委員長 そのやりくりはないとは言われても、この私立学校退職金基金事業補助というのは、これは幼稚園だけのことをいうんじゃないかと、中高も入っているんですよね。だから、今の説明だと、その中身がよくわからないんですが。

○川口みやざき文化振興課長 幼稚園の分だけで変わっているんですけども、率は上がったものの、総体の支給額は変わらないという、その基礎額が落ちているということで、そういった状況になっているということです。

○二見委員長 これ、3年前だったかな、一般質問で結構やりとりさせてもらって、率という

※77ページに訂正発言あり

部分の考え方と、もちろん、団体からはこの退職の補助率を上げてほしいという話をされるわけですよ。まあ、そうでしょうね、下げられていけば。また、他県と比べても低いという現状があるから上げてほしいと言うんですけれども。一方、そのかわり宮崎県というところは、経常経費は厚く出してもらっている、ありがとうございますという部分もあるんですよ。だから、補助している金額については、項目が違うだけであって、出しているお金については結構出していますという答弁だったんですよ。団体に対する説明の仕方、我々に対する説明の仕方、きちんとそこら辺を教えてもらわなければ、認識を間違ったりするんですよ。

県としては、経常経費で出しているんだから、私学でもうちょっと負担してくださいよというような論調だったんで、であるならば、他県の場合状況とかも勘案しながら、どういうふうにしたらいいのかということをもっと団体とも協議すべきじゃないでしょうか。そこでちゃんと認識を同じにするという対応は必要なんだろうなと感じたので、そこをしっかりお願いしたところだったんですが、その現状というか、今どのようになっているのか、いかがなんでしょうか。

○川口みやざき文化振興課長 日ごろから私学振興会と、あとその中の団体、いろんな会議の場とか、私たちも出向いて行っているいろいろ話したりしておりますので、そういった中で、この退職金の件も今後また、そういった御意見もありますので十分協議してまいりたいと思います。

○二見委員長 数字というのは、いじり方一つではよくも見えるし、また、本当は悪化しているのにもかかわらず、うまく見えたりもすることがあるので、本質的にどう変わっていつい

るのかというところをきちんと説明していただけるように、また今御答弁いただいたように、団体ともしっかり協議をして、信頼関係が築けるような取り組みをぜひお願いしたいと思いません。

○中野委員 169ページで、県の出資額ですよ。これが、私立では46.2%ですが、これは以前からすると毎年ふえてきているわけですか。県の出資額というのは横ばいなんですか。

○川口みやざき文化振興課長 県の出資額は変更ございません。ずっとこの金額できております。

○中野委員 この私学振興会のことですから、我々が余りとかやく言う必要はないと思うんだけど、毎年、固定資産が億単位で増額していますよね。反対に固定負債も増額しているから、資産は、中身は建物か何かわかりませんが、長期借入れをして、何かそういう固定資産がふえたということに読めるんですが、実態はどうなんですか。

○川口みやざき文化振興課長 基本的には、退職金の給付と、あと退職金の繰り入れですね、そういったのが主でございます。

○中野委員 退職金の引き当てか何か充実してきたということですか。

○川口みやざき文化振興課長 27年度は、支給のほうが多くて積み立てができなかった、28年度は積み立てができて、引き当て金が丸々ふえたということになっております。

○中野委員 この固定資産という内訳は定期貯金か何か、そういうものがたくさんあるという意味なんですか。

○川口みやざき文化振興課長 これは、退職金の基金の分ですね、それを資産として計上しております。

○中野委員 資料からは読み取れませんので、そういう質問をしてみました。何かこう、そういうことがわかるような資料が欲しいなと思いましたが、要望です。

○二見委員長 法人等への質疑はほかにございませんか。

そしたら次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づく施策について質疑はございませんか。

○中野委員 まず1ページ、つまらない質問ですが、一番下のイの林業ですよね、この囲みの中で、ひし形が3つありますが、上2つのことで、水源涵養機能のところは植林14.89ヘクタール、多様で豊かな森づくりでは、植栽1,919ヘクタールとありますが、この植林と植栽の違いというのは何ですか。

○奥中山間・地域政策課長 上のほうの水源涵養機能の高い森林の整備に「植林」というような記載がございます。次の多様で豊かな森づくりの推進のところには「植栽」という表現になっております。ここは、同じ植林ということでございます。表現については、統一をしたいと思います。

○中野委員 ひとつ、同じ植林と言われましたから、植栽を植林に直してもいいように聞こえました。それでいいんですよね。

それから、4ページ、この一番下の欄です。ね、戦略的な移住等の促進、県内の移住世帯が28年度は590という実績です。それで、上の③の戦略的な移住等の促進の中の宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターが移住相談を受けたのは775件だから、全部が全部ここで相談を受けたのが590という実績になったとは思いませんが、ただ、同じ年度ですぐ即断されるわけではないと思うんです。こういうUIJターンセンターでの相談のうち、実績はどんな推移なんで

すかね。過去からの積み上げた実績というのはどのくらいありますか。

○奥中山間・地域政策課長 まず、一番下の県内の移住世帯数、これは平成27年度が202件、平成28年度は、単年度といたしましては388件でございます。累計で590件という数字になっております。このうち、平成28年度388件のうちUIJターンセンターの相談等で移住が決定した世帯数は139件でございます。

○中野委員 これは、27、28年度、累計が590件で、うち、センターの分は139件ということですか。

○奥中山間・地域政策課長 はい。平成28年度、388件のうち139件ということでございます。

○中野委員 わかりました。

続いて、次、6ページ、一番上のところのドクターヘリ運航で465件、県計と書いてありますが、これは県全体での出勤件数ということで理解していいんですか。

○奥中山間・地域政策課長 はい。県全体の出勤要請件数が465件ということでございます。

○中野委員 では、中山間地域では幾らだったんですか。

○奥中山間・地域政策課長 中山間地域分については、今、把握しておりません。

○中野委員 この項目というか、これは、宮崎県中山間地域振興計画に基づいての資料だと説明しているわけだから、その部分だけでもいいんだと思いますが、そこを把握していないと書いた意味がないと思いますよ。

○奥中山間・地域政策課長 大変申しわけありません。今回の中山間地域振興計画につきましては、中山間地域のみを限定して取り組む施策に加えまして、県全体の取り組みの中で、結果として、中山間地域の振興にも寄与するという

施策も多分にございまして、そういった意味で、中山間地域を含む県全体の部分も計画の中に盛り込んでおるといことでございます。

○中野委員 それはちょっと理解できないですね。せっかく中山間地域振興計画に基づいて、いろいろ施策を講じてきたことの報告ですから。できたら、県に、そういう地域は市町村別に指定というか、把握されているわけですから、せめてそのぐらいでは何件ぐらいあったと。ドクヘリというのは、宮崎大学に近いところの人が運ばれる必要はないですからね。大淀地区からは車で行ったほうが早いわけで、遠いからドクヘリが行くわけでしょう。遠いところというのは、どちらかという、中山間地域が多いと思うんですね。延岡だったら、中山間地域には、旧延岡市の人が入らないかもしれませんが、やはりそういう、へんびなというか、中心部よりも恵まれていないというか、そういうところのことだから、目安になるような数字は必要だと思いますが。要望にしておきます。

○松村委員 今の話と近いんですけども、仕事がある中山間地づくりということで、企業立地数というところで、私もびっくりしたんですけども、去年は49件の立地があって、そのうち中山間地域への立地というのが非常に多いんですね。立地件数29件ということで、これは県全体に広がっているということで非常にいいことですが、そのうち予定する雇用人数というのは、中山間地で、どれぐらいあったんでしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 この企業立地件数につきましては、中山間地域29件ということで、これ、いわゆる山間部が中心ではなくて、宮崎市であれば、青島、田野町、高岡町、都城市であれば、高城町とか山田町とか、あとは延岡市

の三北、日南市、小林、そういったところの大きな都市がやはり中山間地域になっている部分、そういうところに立地をしているところであります。

雇用者数につきましては、今ちょっと手元に資料がございません。申しわけありません。

○松村委員 よくわからなかったんですけど、中山間地の意味というか、過疎指定のあるところなんですか。それとも、例えば、市町村でもこう分けているのか、市町村の中にも中山間地、過疎地域とかあったりしますけれども。

だから、要するに、中山間地にIターン、Uターン、Jターンも含めて雇用の場があれば、そこに住まれる方のチャンスにもなるし、もちろん、都市部から通うかもしれないけれど、非常に、29件も立地しているということで、中山間地域への刺激になるなと理解したんですけど。中山間地29件は、実は、小林市です、宮崎市ですと言われたら、この表現は何かあれだなという感じがしますけれど。

○奥中山間・地域政策課長 ちょっと、私も誤解を生む表現かと思いました。ただ、中山間地域というのは、中山間地域振興条例で具体的に地域指定がございまして、地域振興の5法というのは、過疎法、農山村法、それから半島振興法、離島振興法、農業基盤の整備を進める法律、そのほかに農林統計上の山間地域と中間地域もこの中に入っております。例えば、宮崎市で言いますと、先ほど申し上げました、青島地区ですとか、あるいは田野町、高岡町、都城市につきましても、高城町、山田町、高崎町、こういったところは、条例上は中山間地域に入っております。

ですから、例えば、宮崎市で言いますと、町を含む、全域ではないんですが、そういった一

部の区域が中山間地域に指定されているということでございます。

○松村委員 田野町の一部ということでしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 田野町は全域でございます。

○松村委員 青島地区は、宮崎市の一部ということですね。

○奥中山間・地域政策課長 はい。青島地区はもう宮崎市の一部でございます。

田野町、高岡町あたりは、合併前から宮崎市の中心部とは、切り離して指定されていたということでございます。

○松村委員 例えば、ミヤチクの新しい工場が都農町にできますよね。都農町は立地になるかどうか、私も今ちょっとわかりませんが、都農町は過疎地域、過疎市町村になるんですよ。

○奥中山間・地域政策課長 都農町は過疎法の指定を受けている地域でございます。そして、川南、高鍋、新富町は、いわゆる、何の指定もございませんので、中山間地域からは、条例上は外れております。

○中野委員 関連ですが、各法、ほかいろいろ言われましたが、網がかぶっていないところはどこどこですか。そのほうが早いような気がしましたが。

○奥中山間・地域政策課長 中山間地域振興条例上に網がかかっていないところ……。

○中野委員 いやいや、全体、そのほか全体でと今言われましたが、農林何とか云々ということまで含めて。

○奥中山間・地域政策課長 そこまで全部含めて、中山間地域振興条例の地域外は、新富町、高鍋町、川南町の3地域でございます。あとの18

市町村は全部が中山間地域になっておりまして、5市町村は一部が……。

○中野委員 いやいや、じゃあ、この県庁も網がかぶってるの。

○奥中山間・地域政策課長 一部かぶっている地域を申し上げますと、延岡市、日向市、それから宮崎市、それから都城市、ここは一部が、いわゆる中山間地域の指定を受けております。

○中野委員 県の全体が網がかぶったような説明で、一部一部と言うけれど、合併したから一部という言葉が使われているんだと思うんですが、だからといって、この数字の並べ方を、県全体の数字をもって報告するというのはどうかな。小まめなことをして、この企業はどこか県庁そばだったから外すとか、田野町だったから入れるとか、やっぱりそういう小まめなことを把握して書いてほしいと思いますが、さっきの質問のことも含めて。そうしないと、中山間地域、わざわざなんでこういう項目をつくって、報告事項に上げたのか、意味がわかりませんがね。何のためにこの振興計画を立てたのかですよ。

○奥中山間・地域政策課長 指標については、また今後、検討させていただきたいと思いますが、ただ、理念といたしましては、やはり、ちょっと先ほども言いましたけれど、県全体の振興を図る施策がほとんどでございます。県土の9割を中山間地域が占めておりますので、その振興を図ることが、ひいては中山間地域の振興にもつながるとい部分もございまして、今後、指標についてはまた十分検討させていただきたいと思っております。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 資料の2ページの②新たな産業の創出のところのひし形の2番目ですね、企業立地、全体は49件、

うち、先ほど課長が申し上げました、この条例上、中山間地域と指定されたところに立地した件数が29件でございます。ここはきっちり分けて計上させていただいております。

そのほかの項目についても、できるだけ、市町村別にきちんと見た上で、中山間地域指定のあるところとないところと振り分けて記載をするように、今後は努力をしてみたいと思います。

また、あわせて、雇用の活動も別途把握をするように努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○蓬原委員 3ページ、指標ですけれど、中山間地域振興を目的につくられた計画なんですけど、所得、どうしてもその県民所得というのが、いつも問題になるわけだけれども、所得についての指標というのはいないんですか。まず、それが1件。

○奥中山間・地域政策課長 現在の中山間地域振興計画の中で、一応、(1)、(2)、(3)、(4)という、農林水産業の振興、新たな産業の創出、鳥獣被害対策と、あと4番に、括弧にございます地域経済循環の促進、これをひっくるめまして所得の向上の観点からの指標ということでございます。ですから、所得の向上を単独でという指標は、今のところはありません。

○蓬原委員 このそれぞれやっておられる、(1)、(4)の効果が、最終的には、そこに住む人たちの所得として出てこない、やっぱりそこに定住人口をふやすとか、若者の流出を防ぐとかいうことにはつながらないんだらうと思うわけですね。それは、道路がよくなるとか、いろんな、そういう環境整備もありましようけれど、だから、最終的には、そのところの指標というのを、一つの大きな目安にできないか

なと思うんですが。

今のところ、されていないということですけど、(4)番、地域経済循環の促進というのがあります。当然、これも所得をふやすための政策の一つだろうと思うんですが、モデル地域を2つということになってはいますが、どこが2カ所で、バイオマスかなとも思うけれど、この地域循環のモデルは、どういう事業を行っておられるのか、教えてください。

○奥中山間・地域政策課長 この指標につきましては、地域内のヒトとモノとカネを循環させる地域経済循環、できるだけその地域内で消費をして、そして原料等もできるだけ地域内で確保して外貨を稼いでいこうという、そういった地域経済循環に取り組むモデル地域をつくりまして、県全体に普及させるということを目的としております。

現在、小林市と西米良村の2地域がそれぞれ産業連関表を作成いたしましたして、その研究を重ねているということでございます。この2地域をモデルといたしまして、毎年、経済循環の専門家の先生方にも来ていただいて、その産業連関表をモデルにいろいろその地域経済循環に係る研修を——これは26市町村、大学、それから農林水産団体の代表の方にもいろいろ参加していただいて、開催させていただいております。この中で、地域経済循環に取り組む市町村、団体をふやしていこうということでやっております。

○蓬原委員 ですから、地産地消、今度は地産外商、できるだけお金を取り込んで、そこに循環するお金をふやすことは、その地域の所得につながるという考え、当然なわけですけど、具体的には、研究ばかりしとって、もうどんどん時代は変わっていつているんで。その地

域循環、このモデル地域2カ所というのは、専門家が集まって、その研修会だけじゃなくて、具体的に、どのような、過去、事業というのをやっておられるかどうか、具体的になところを教えてください。

○奥中山間・地域政策課長 この事業につきましては、平成27年度から始めております。その産業連関表につきましても、27年度の終わり、それから28年度の初めぐらいにはでき上がったということで、この2地域につきまして、産業連関表をもとに、自分たちの地域の産業の中で、どの産業が対外的にも強い産業なのか、あるいは、ちょっと先ほど申し上げましたが、原材料をどこからとってきているのか、そういうところを今検証していきまして、具体的には、今後、施策に反映させていこうということでございます。

○蓬原委員 わかりました。今、真っ最中ということですね。いずれ、どうすることがいいのかというのは出るんでしょうけれど。

ことしの新規の事業の中に、中山間地域100万円年収アップ何とか事業というのがありましたですね。あれとこのリンクというか、この中山間地域の振興計画との整合性というか、非常に私はそういう意味では関心を持っているんですけど、それとの整合性等々はどういう関連になりますか。

○奥中山間・地域政策課長 中山間地域の農山漁村100万円アッププロジェクトということで、これは知事をトップといたします中山間対策推進本部というのがございます。その下に、幹事会ということで、関係各課長が参加する会議がございまして、その幹事会の中に、今、プロジェクトチームを2つつくっています。一つが農山漁村における100万円アッププロジェクト、今、

委員のおっしゃられたのはこのことだと思います。もう一つは世界農業遺産のプロジェクトなんですけど、この農山漁村における100万円アッププロジェクトにつきましては、いわゆる山奥というか、奥地については、企業誘致あたりは難しいということもあり、農林水産業についても、小規模なところが多いということで、小さな経済と申しますか、各分野、農業、林業あるいは水産業、商工業、それも、横串にしているいろいろな総合的に考えながら所得を上げていこうというような取り組みでございます。

そういった意味では、先ほど委員がおっしゃいましたけれど、その地域経済循環、その連携という意味では、そういった、中山間部における小さな経済の中で所得を上げていこうと、そういった取り組みの中で共通点があるかなと考えております。

○蓬原委員 100万円という数字が余りにも大きな数字なので、果たしてこれが実現できるかなということ、大きな目標ではあるなと思っっているんですけども、中山間地のイメージというのもずっとこう、山奥と言っては失礼だけれど、そういうところを考えると、林業であったり、農業であったりするわけですね。だから、複合経営、米をつくり、お茶をつくり、牛、豚を養い、そしてキノコ、特産林産物を生産し、あるいは木材、猟をやりという中で、プラス100万円ということでしょうから。考え方としては、それによって本当に100万年収がふえると若者もそこに住んで、子供を育てられるでしょうし、所得がないから出て行ってしまうわけですね。

ちょっと横にそれるけれど、太陽光が出だしたころ、特例で太陽光を認めてあげたらどうか、1反歩50キロワットで、キロワット40万、2,000万投資すれば20年、年間100万の年収になるんで

すよ。で、8年か9年で、当初であれば、すぐ取り組めばできたんで、何回か議会で言ったんだけど、農政水産部のその農地転用のことやらあってなかなか御理解いただけなくて、しばらくしたら金子さんという学者がそういう複合経営でうまく太陽光を取り込めば、年収がふえるのではないかというような本を出されて、早くあの本があると説得力があったのになと思って、残念でならなかった。でも、ここに来て、太陽光については、もう既にオーバーしてしまって、九電さんが、もうこれ以上来てもらっても制御をしないといけないという時代になりましたので、これはもう繰り返すでしかなくなってしまったんだけど、そういうときに、すかさず取り組んで、中山間地のところにおいて、ある程度農地転用を緩和してあげて、農家限定でもよかったわけですね。そうすれば、100万円アップというのはすぐできたのになと思っているんですが。だから、あとは問題はこの100万円アップを、ここで今おっしゃる、地域経済循環に取り組むモデル地域、どうやったらいけるかということはこの計画の中で。計画はこれと全くリンクすることだと思うので、知恵を絞っていただくと、また、知恵を絞らないと、ますます人口が減っていくのは間違いないんで、我々もいろんな情報を集めて政策提案などをやっていかないとはいえないと思うんですけど、頑張っしてほしいなど。具体的にどうということは言えませんが、希望と期待を部長に申し上げておきたいと思います。

○緒嶋委員 この中山間地域振興計画に基づいた施策ですね、この全体の施策の予算はどれぐらいになっているんですか。

○奥中山間・地域政策課長 一部重なっている部分はありますが、トータルいたしまして、平

成28年度、909億円ということでございます。

○緒嶋委員 これは、前年度から見たらどうですか。

○奥中山間・地域政策課長 前年度、平成27年度、943億円でしたので、若干減っているということではございます。

○緒嶋委員 減っている、主なものは何。

○奥中山間・地域政策課長 やはり、国の補助事業等の中には、施設整備に係る事業がございます。そういったものが、年度によってはハード事業がこうがついているときもあれば、ソフト事業が中心になるときもございますので、若干その辺で数字に差が出てきているということではございまして、施策自体に取り組みをやめたとか、そういったものがあるということではございません。

○緒嶋委員 これはやはり、振興のためには予算的なものが伴わないとなかなか中山間地の振興というのは、それじゃなくても人口減少が進んでおるわけで、振興にはなかなかつながらないと思っているんですよね。さっき、企業立地にしても、本当は、我々から考えれば、それは中山間地とは言えんじゃないかというようなところまでカウントされた数字が出てくるというようなことで、見た目はえらいすばらしいと思うけれど、内容的にはやっぱり問題があるわけであるので、できるだけきめ細かな、そういう数字も出していただきたいと思います。

それと、東国原知事のとて、いきいき集落というのが、旗があちらこちらに立って、その後、そこらに対する振興助成というのは進められておるわけですか。

○奥中山間・地域政策課長 いきいき集落の認定数につきましては、平成28年度現在で130ということではございます。

近年、そのいきいき集落の認定数に伸びはなかなか見られないところがございます。一つは、活動が活発な市町村が大分もうここ10年ぐらい、制度をつくって10年ぐらいですが、手を挙げていただいたというようなこともございます。そして、我々もいろいろ動きながらお聞きしますと、やはり一つは、集落の中には、まだ自分たちでできるというような、あるいはよそ者の手は借りないとか、そういったところの声も聞いておりますので、もう一回、市町村を回り、集落の総会等があれば、我々職員も一応市町村と一緒に外向いて行って、制度の説明をしたりということで、何とかいきいき集落は、これまで以上に伸ばしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 やっぱこれは、言葉では言うけれども、どちらかといえば、限界集落みたいになっているんですよね、このいきいき集落というところは。高齢化でなかなか、言葉としてはいいけれど、継続して何をやるかというまとまりとしては大変深刻な地域が多くなってきておるとですよ。そのときは頑張ろうと言ったけれど、やっぱり体力的なものはあるし、後継者もないというようなことで、そういうような集落をどうするかというのが、今、一番問題になってきたわけですね。それは、まさに過疎集落で、その対策を立てないと、中山間地の振興はなかなか前に進まんのじゃないかなと思います。言われた、所得やらの面を見ても消滅集落というような形の中で、言葉としては大変厳しいことを言わざるを得ない地域がふえておりますので、もう一回、本当に、それぞれ各部局でこういう振興計画を立てて頑張っておられるけれど、それが本当にその地域の振興に寄与しておるかということまで含めてやらなければ。目標の100%とか、いろいろ指標では言うても、本

当にそれが、それだけの評価に値するかどうかというのは、また別問題だと思うんですよね。だから、そこ辺も含めて、中山間地の振興を根本から考えなければ、宮崎県はそれじゃなくても人口減少の中でなかなか振興につながらないということがあるので、本当にこれは、それぞれ市町村の首長を初め、地域の皆さん方の一番の課題でもあるわけですね。そこ辺も含めた振興計画というのは、やはり十分考えていただきたいということを強く要望しておきます。

○中野委員 関連ですが、この今、中山間地域の振興計画ということですが、この概念でいくと、宮崎県のほとんどに網がかぶさったようなことでしたよね。例えば、さっきあった、いきいき集落、これも限界集落という言葉じゃいかんということで、何とかいきいきということになったと思っとなら、どこでも該当するというのは聞いたんですよね。例えば、ニシタチでも該当するような話でしたよ。現に、えびの市の主都中の主都が該当したんですから、ちょうど100件目でしたが、そのとき聞いたらそういう話でした。当時の方から説明を受けました。

だから、これはこれでいいと思うんですが、純然たる山間地の振興計画は別途あるんですかね。それはないんですか。

○奥中山間・地域政策課長 この中山間地域振興計画といいますのは、中山間地域振興条例に基づきまして、いわゆる地域指定をし、その地域の振興を図るための計画をつくりなさいということで作っている計画でございまして、いわゆる一部市町村、一部対象区域を含めたところを全部除いた、本当の山間部だけの振興計画というのは、今のところございません。

○中野委員 私は、そこが一番大事だと思うんですよね。例えば、西米良村とか、椎葉、諸塚

とか、西臼杵の3町とか、本当の山間地ですよ。人口もひどいところは7分の1近くになっているでしょう、ピーク時からすれば。低くても5分の1ですよ。4分の1ぐらいやったかな。そのぐらい人口も物すごい減っている地域、それでも今、何とかして踏ん張って頑張っているわけですよね。そこを、今まで以上に下降線をたどるようなことがないように、何とか維持できるような政策を施す、できたら向上がいいんですけども、何か宮崎モデルをつくって取り組まれたらどうですか。それで、そのことを国にも要望されて、何かされたほうがいいんじゃないかなと思いますが。ふと、緒嶋委員の発言を聞いて思ったところでした。ぜひ取り組んでほしいと思います。

ことは、準備委員会ぐらいは開いて、来年度から実行して、まずは宮崎県の県費で、準備でもいいから取り組んでほしいと思いますが、そうしないと大変ですよ。私も質問で人口が減ることをちょっと言いました。今の状態では、43年後は55万以下に、私はある人に計算してもらったんですよ、基準年度から、この国勢調査のデータをもとにしてやったら、もう最低中の最低でいきますよ。ぜひ検討してほしいと思います。これは要望でいいですので、お願いしておきます。

○川口みやざき文化振興課長 中野委員から先ほど質問のありました劇場の主催公演の入場者率の目標値66%につきましては、過去の実績値をもとに定めたものでございますが、他県の比較等の客観的・合理的な数字というのがちょっとございませんでした。目標の妥当性については、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○中野委員 やはり実績そのものが、数字がい

いですから、高みを目指して頑張ってください。そうしないと、純財産はどんどん減っているわけでしょう。4年間で1億円減っていますよ。だから、その額もちょっと、純財産がふえる形で、その一助になっているんだと思いますから、取り組みようでは上がるかもしれませんから、ぜひお願いしておきます。

○二見委員長 この項目について、ほかに質疑はありますか。

時間の関係があるので、まだ質疑があるようでしたら、ここで休憩に入って、午後からまた再開したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時9分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

○緒嶋委員 人口の自然減はもうどうしようもないと思っています、寿命がなくなるのは。社会減をどう減らすかというのが、中山間地政策の基本じゃないといかんと思ってる。そのことで日之影町の社会減が、あそこは消滅町村と増田レポートで書かれたが、社会減が今とまっているんですよ。

というのは、中央道路ができたので、延岡との距離が近くなった、それで、町営住宅を延岡に一番近いところ、八戸地区というところにつくって若者の定住住宅にして、延岡に通勤している。仕事は延岡ですが住居は日之影、それで人口動態としては社会減を縮小したというか、なくしたって。

人の寿命というのは延ばすわけにいかんわけで、これはもう仕方がない。だから、社会減を

いかに減らすかと、少なくするか、それをとめることが、緩やかな人口減少にもつながるわけであるので、市町村にそういう政策を進めるように。進めるためには、もちろん、道路とかの社会資本の整備とかいろいろ重要な課題はあるけれども、市町村ごとにどういう政策をやるかが、その市町村の将来展望が開けるかというような政策を。知事はフォーラムもいろいろやっておられるけれど、そういうことをやっぱり知事が先頭に立って市町村に訴えていくと。ふれあいミーティングみたいにやるだけじゃなくて、それぞれその地域に合った政策をいかに県の立場で協力して進めるかというような感じのものでないと。いろいろな市町村との触れ合いの中で、そういう一つの大きな目標を持って、フォーラムをやっておられるのかどうか。そこ辺も一番、中山間地振興で重要じゃないかなと思うけれど、そのあたりはどうですか。

○横山秘書広報課長 お話がありましたとおり、地域フォーラムという形で市町村をずっと、今もう3巡目に入っておりますけれども。その中で、人口減が将来にわたって非常に大きな、深刻な問題だと、知事自身、問題意識を強く持っております。それぞれの中では、記録とか見ますと、やはりいかに人口減を減らしていくか、特に社会減を減らしていくかというところでの、仕事を振興させていくとか、地域を活性化させていくとかという議論は毎回なされているということで、意識としてはしっかり持ちながらやっていっていると思っております。

ただ、なかなかその具体的な解決策のところにつなげていくというところが、現実的に難しい部分も確かにあるなと感じているところでございます。

○緒嶋委員 それを何回もリンクしてやられて、

前に何か進めた形で物が出てこんど、私は意味はないと思うんですよね。やっぱり、そういうような認識を持って、お互い、首長さんやその地域の皆さん方と連携しながら、政策を進めていくと。県もお互い協力しながら、どういう政策が必要かというのを見出すために、そういうフォーラムをやらないと、顔をお互い合わせて、わいわい言って、後、懇親会をやるだけでは私は意味がないと思うので、そういう目的意識をしっかりとったフォーラムをやるということが、この中山間地振興に大きく寄与するんじゃないかなという気がしてならんわけで、そういう自覚を持って、ぜひやってほしいと思います。それはもう要望にしておきますけれども、知事に十分それは伝えてほしいと思います。

○奥中山間・地域政策課長 今年度から、中山間・地域政策課が中心となりまして、フォーラムがあるときには、いきいき集落、いわゆる厳しいところに知事に行っていただき、今の現状も見ていただいて、その中で意見交換もするように、そういった取り組みを今始めているところであります。

○前屋敷委員 きょう、御説明いただいた中で個別の中身でお伺いしたいんですけれど、2ページのこのウの水産業というところなんですけれど。今、中山間地域をどう維持できるかという、総体的な課題もたくさんある中で、中山間地で水産業の振興ということになっていて、ここでは資源評価を行っている21魚種のうちの10魚種について、資源管理をするということなんですけど、これは養殖業を対象としている取り組みなんですけど。

○奥中山間・地域政策課長 これは養殖業だけではありませんで、基本的には、養殖以外でも管理ができる魚種を対象にしております。

具体的には、今年度につきましては、アマダイ、カサゴ、ヒラメ、イセエビ、マダイ、タチウオ、キス、クルマエビ、ハモ、アオリイカということで、順次、資源の評価をしながら少なくならないように減った魚種については、いわゆる種苗の放流あるいは漁具や操業期間の制限等をしながら資源を保っていくというような取り組みでございます。

○前屋敷委員 中山間地での水産業の振興ということになると、先日でしたけれど、テレビでキャビアの養殖の放送がありまして、ちょうどたまたま見ていました。県南の串間だったか日南だったか、場所がどちらだったかを忘れちゃったけれど。宮崎は今、キャビアに光を当てている、本当に中山間地でできる水産業だなというのを改めて、そのテレビを見ながら思ったところだったんです。県内の中山間地でやっぱりそれなりの施設が必要だったり、養殖といいますか、育てる上でのノウハウ、そういった技術が求められるような漁業かなと思って、なかなか誰でもできるというものでもないのかなと思っただけですけれど。

しかし、やっぱり確実に中山間地で仕事が起こせるという点では非常に大事な取り組みなのかなと思って見たところだったんですけれど。今、県内ではどの程度、中山間地でキャビアの養殖が実際に行われているかは、そちらでつかんでおられるかどうか、担当が違うでしょうが。

私が言いたいのは、具体的にやはり中山間地で取り組める仕事起こしにつながるようなものが生まれてきているので、どの程度、県が支援をしているかというのがわからないんですけれど、技術的なものだったり、財政的なものだったり、一定のものがやはりそこには位置づけられないといけないと思っているんですけれど、

その辺の位置づけはどうなんですかね。

○重黒木産業政策課長 フードビジネスをやっておりますので、私からお答えさせていただきます。

県内のチョウザメの養殖施設は、現在、県内に19カ所ございます。大体、そのいずれも中山間地域にある、テレビであったのは、日南市の富土地区ですね。そういったものですか、あるいは日南の南郷ですか、日南が比較的多いんですけれど、そういったところ。あと、西都市ですか、そういったところが多いようございます。一部、延岡市にもございますけれども。

キャビアにつきましては、建設業ですか、そういったところからキャビアの養殖のほうに転職というか、業を広げていくという取り組みが多くなっているようございまして、中山間地域において非常に有力な今後の稼ぐ手段になるんじゃないかなと思っております。

キャビアにつきましては、中山間地域においても非常に大きな現金収入になるし、憩いの場にもなるということでございまして、県としては、今、ジャパンキャビア、宮崎市に新しく加工場をつくりましたので、そのほうに農政水産部と一緒に加工施設に対して補助をしたり、販路開拓についてコーディネーターを使って支援したりとか、そういうことをやっております。いわば、出口のほうからですね、出口を広げていって、それが養殖業の振興につながるよという観点で、キャビアの振興を進めているところでございます。

○前屋敷委員 実際に、そういう、起業するところへの支援あたりは、この中山間地対策としての財政支出じゃないのかもしれないんですけれど、地域で仕事が起こせるという点では、や

はり農政水産部との関連は非常に、今も持っておられるんだろうと思うんですけど。そういった意味では、企業をおこし、産業もおこせるというので、やはり雇用にもつながるような取り組みに広げていくという点では大事な視点かなと思ってみたところでした。では、ここの水産業で、ウで言われている水産業の取り組みとはまた別個の問題なわけですね、この10魚種というのとは、入っていないわけでしょうから。

○奥中山間・地域政策課長 はい、それはちょっと別個のものでございます。

○前屋敷委員 わかりました。そういう、発展的にいろいろ取り組みが進められる、特に中山間地あたりで、キャビアに限らずですけども。県の財政的な支援、それから技術的な支援を含めて定着できるような取り組みというのが、どこの地域でも必要かなと思っていますので、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

○蓬原委員 4ページの指標の達成状況の(2)番、教育の充実。県全体だそうですが、ふるさが好きかという児童生徒の割合、9割はいないというのをちょっと今見て、びっくりしたんですけど。そして目標は95になっているんですけど、これ目標は100にしないと。どうなんですかね、こんなもんなんですかね。10人に1人はふるさが嫌いだという子供がいるということはなぜ嫌いかという分析をしてみないと。純粋な子供が見て自分の育ったところが嫌いだというわけだから、何かがまずいんですよね。ここのアンケートをとってみるとデータが出るんじゃないかと思うんですけど、いかがでございましょうか。

○奥中山間・地域政策課長 指標の目標値の95%と申しますのは、平成22年の同じ調査がございまして、その当時85%でございました。その

数値から10%の増加を目指して設定ということでございますので、委員のおっしゃるとおり、最終的には100%を目指すということでございますが、4年間の中では95%と目標をつくっておるところでございます。

ちなみに、これは、ふるさが好きだという児童生徒の割合でございますが、全体的には、平成28年度88.9%ということでございましたが、内訳を見ますと、小学生が93.5%。これは小学校51校を抜粋して、その中の5年生の1クラスについて調査をしたと、その部分が93.5%、同じく中学生につきましても、中学校48校のうちの2年生の1クラス、これを抜粋しまして、中学生の場合は86.7%、同じく高校生についても、同じように調べまして86.6%ということで、小学生が93.5%、中高生は86%台でございまして、中学校、高校生に向けた、そういった教育をなお一層続けていきたいということでございます。

○蓬原委員 課長の責任でも何でもないわけですけど、どういうところが嫌いなんですか。そういうところまで分析はされてないですか。好きでないと地元に残りませんよね。

○奥中山間・地域政策課長 申しわけありません。そこまでの分析はしておりません。

○蓬原委員 これは、教育委員会の資料でしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 はい、県の教育委員会の調査でございます。

○蓬原委員 だったら、教育委員会に、嫌いだという子供たちがいるこの割合をどう考えて、どこが嫌いなのかという、その原因分析というか、そこをちょっと何かの機会にぜひ、中山間振興という観点から教育委員会と議論していただくといいなと思うんですけど、お願いして

おきます。

○奥中山間・地域政策課長 教育委員会には、その旨、また連絡をしておきたいと思えます。

○蓬原委員 お願いします。ショックでしたね。

○二見委員長 よろしいですか。

それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松浦総合政策課長 常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

私からは3件の御報告がございます。

まず、政策評価の結果についてであります。

1の趣旨等のところにあります。県総合計画のアクションプランの平成28年度の取り組みにつきまして評価を行ったところでございます。

2の評価方法であります。1の内部評価につきましては、アクションプランの8つのプログラムを構成しております重点項目、これが28でございます。それぞれに設定をしております指標、その目安値、これは28年度の目標であります。その達成状況の内部評価を行ったところでございます。

(2)の外部評価であります。その上で、総合計画審議会を開催いたしまして、内部評価の結果も参考にいただきながら、各プログラムの評価を行っていただいたところでございます。

参考に、審議会の開催状況を書いてございます。

まず、6月23日に1回目の審議会を開催し、知事からの諮問、内部評価結果の説明と、それから意見交換を行ったところであります。その後、各委員に対しましては、それぞれのプログラムの評価と意見を書面で照会をいたしたところでございます。

その上で、7月25日に2回目の審議会を開催

し、プログラムごとの評価の決定と、それから答申書案についての審議をお願いしたところでございます。

3の評価結果であります。全体のお話としましては、文化スポーツの分野で改善が見られたほか、全体的には、おおむね順調と評価をいただいておりますけれども、今後とありますが、安心して出産できる環境づくりなど、それぞれの課題、意見をいただいたところでございます。

この一番下に前年度との比較を書いておりますが、内部評価につきましては、改善した項目が6個、悪化したものが4個という状況であります。

外部評価につきましては、A、これは成果が出ているという評価であります。1であったものが2にふえております。それから、C、これは一部成果が上がっていないというものであります。1つあったものがなくなっているという状況でございます。

次の9ページ、10ページをお開きください。

各プログラムの評価の結果の一覧でございます。表でまとめてありますけれども、右端のところには内部評価の結果、外部評価の結果を載せております。括弧書きは前回の評価の結果というところでございます。

外部評価のところ、前回から変わりましたところですが、10ページの上から2つ目、プログラムの6、文化スポーツ振興プログラムであります。これにつきましては、前回、Cとされておりましたけれども、これがBとなったところでございます。

それから、このページの一番下、プログラムの8、危機管理強化プログラムであります。これは前回Bであったものが、Aとなっております。

ここで、答申書の中身で少し御説明をさせていただきますと思います。別冊でお配りしております資料、表紙に「新しい「ゆたかさ」展開プログラムに関する評価報告書」(答申)というものをお配りしております。そちらをごらんいただきたいと思います。

答申書の19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

プログラムの6、文化スポーツ振興プログラムであります。これは、前回C評価だったものがBとなったものでございます。表にございますように、このプログラム、3つの重点項目で構成をしております。

1つ目が、文化に触れる機会の充実、2つ目が、スポーツに触れる機会の充実、3つ目が、地域への誇りや愛着の醸成、この3つであります。それぞれの重点項目につきまして、指標を設定しております。それが20ページの(3)指標の状況等の一覧表でございます。

一番上の日ごろから文化に親しむ県民の割合から、一番下の県内の世界ブランドの認定登録数まで、ここでは14の設定をしております。太枠ごとにくくっておりますのが、各重点項目ごとの区分でございます。

それぞれの指標につきまして、右側にありますが、達成度というものを示しております、その達成度に応じて内部評価をしたところでございます。一番右端の欄の内部評価を見ていただきますと、ここでは文化についてはC、それからスポーツにつきましてはB、それから郷土愛につきましてはAとなったところでございます。

こういった状況を勘案して、外部評価としましてはBという評価ではありますが、その考え方ではありますが、19ページの(1)総括評価のと

ころをごらんいただきたいと思います。

東京オリンピック・パラリンピック開催年であり、また日本書紀編さん1300年に当たる2020年の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催が決定したこと、また、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録が決定したことなどがあつた一方で、その下にありますが、日ごろから文化に親しむ県民の割合が計画策定時の水準を下回つたこと、また週1回以上運動する成人の割合が目安値、28年度の目標値を下回つたことなどを勘案した結果として、ここではBとなったところでございます。

各プログラムとも、このような形で評価結果を取りまとめておりますけれども、個別意見もそれぞれいただいたところでもありますので、今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

政策評価については、以上でございます。

常任委員会の資料にお戻りをいただきたいと思つています。

常任委員会の資料の11ページをごらんいただきたいと思つています。

PPP/PFIの取り扱いに関する検討についてであります。

1の国からの要請であります、国からは一定規模以上の公共施設の整備に際しまして、PFIの手法を使うかどうか、これを優先的に検討する仕組みを構築するよう求められております。

(1)の対象団体であります、人口20万人以上の地方公共団体となっております、都道府県の中では、ことし4月現在で34団体がそういった規定を策定済みという状況でございます。

(2)の内容であります、①につきまして、PFIを使うかどうかを最初に検討する、そう

いう対象事業としまして、アであります。事業費総額が10億円以上のものとなっております。米印にあります。よその県の取り扱い例を見ますと、一般道路、橋梁といったようなものについては除外をしておりますので、そういった形をとれば、対象とするのは建築物等がメインになってくると考えております。

イにつきましては、運営費が1億円以上のものというのが対象になってまいります。

②であります。評価方法につきまして、これまでの契約方法、発注方法とPFIの手法の間で、費用あるいは先行事例等を勘案しながら、比較・評価をしていくことになると思っておりますが、③にありますように、PFIを使わないこととした場合には、その内容を公表することとなっております。

2の今後の対応等ではありますが、(2)検討方針のところにありますけれども、県内への影響等も勘案しながら、できれば、年度内には方向性を出してまいりたいと考えております。

PFIについては以上でございます。

12ページをごらんいただきたいと思っております。

2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備方針についてであります。

1の基本的な考え方であります。

人口減少時代を迎えまして、全国的に地方創生が大きな課題となっております。今回の施設整備につきましても、将来の本県の発展を見据えて取り組んでいく必要があると考えているところでございます。このようなことから、3つの施設につきまして、県民のスポーツ振興あるいは国体後における「スポーツランドみやぎ」の全県展開を図る基盤として整備をしてまいりたいと考えております。

各施設につきましては、次の13ページ以降で

ポイントを御説明したいと考えております。

13ページをお開きいただきたいと思っております。

13ページは陸上競技場であります。都城市の山之口運動公園に都城市と連携をしながら、整備をしたいと考えております。

2の整備内容をごらんいただきたいと思っておりますが、(1)の競技場の中で、主競技場の観客席につきましては、1.5から2万人規模で、国体開催時には仮設対応を検討していきたいと考えております。

(2)の用地造成であります。

公園内には高低差がありますので、主競技場、補助競技場等、そういったところを必要な範囲でできる限りフラット化を検討してまいりたいと思っております。

また、(3)の駐車場につきましても、追加整備が必要であると考えております。

3の課題への対応であります。

(1)の交通対策であります。国体には多数の来場者が想定をされますので、JRの活用あるいは臨時駐車場の設定とシャトルバスの運行、そういったものを具体的に検討していく必要があると考えております。

(2)の国体後の施設の活用であります。

県レベル以上の大会あるいは強化合宿等にも施設が十分活用されるよう、都城市と連携をして対応してまいりたいと考えております。

14ページをごらんいただきたいと思っております。

体育館であります。延岡市民体育館の敷地に延岡市と連携して整備をしたいと考えております。

2の整備内容ではありますが、(1)の体育館につきましても、荒天時の開閉会式場とするかどうかというところによりまして、観客席の規模等の設定を今後検討していくことになると考えて

おります。

3の国体後の施設の活用であります。陸上競技場と同様、施設が十分活用されるよう、延岡市と連携をして対応してまいりたいと考えております。

それから、下になお書きを書いておりますが、競技人口が少ない団体で競技会等を延岡市で実施することがすぐには困難なような場合も可能性を考慮いたしますと、現在の県体育館を、当面は活用していくことになると考えております。

次の15ページをお開きください。

プールであります。

1の基本的な考え方にありますが、民間との連携によりまして、費用を抑制しつつ、宮崎市内の県有地に全屋内プールを整備する手法の可能性あるいはその内容等について、具体的な検討を進めたいと考えております。

ただし、それが難しいような場合には、一部屋外としての整備となると考えております。

その下の県総合運動公園であります。

1の基本的な考え方のところの2番目の段落であります。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿など、今後もさまざまな活用が見込まれております。したがって、引き続き、スポーツランドみやぎの中心拠点として活用していくために、既存施設の維持・改修を行いますとともに、津波避難の追加対策を講じてまいりたいと考えております。

16ページをごらんいただきたいと思っております。

各候補地の整備費用等の比較であります。これは費用面で、各候補地の大まかな比較を行うために、現時点での情報の範囲内で整備したものでありますけれども、実際には、基本計画の中で、具体的な整備内容等が決まっていく、そういう中で費用等が確定していくものと考え

ております。

1の陸上競技場であります。山之口運動公園の場合は造成費、それから県総合運動公園の場合は、施設そのものの津波対策、そういったもので費用が少しかかるという積算をしております。都城の場合が200億円程度、県総合運動公園の場合が235億円程度と積算をしております。

2の体育館であります。延岡市、宮崎市、それぞれ同額の、トータルで85億円程度としておりますけれども、米印の1にありますように、観客席の規模によっては整備費の縮減の可能性もあると考えております。

3のプールであります。他県の例を見ますと、一部屋外とした例もありまして、その場合の整備費用というのが大体30億から50億円程度となっているところでございます。

17ページをお開きいただきたいと思っております。

県総合運動公園の津波避難対策であります。

1にありますが、公園の面積がかなり広いということがありまして、複数の避難施設の設置が必要であると考えております。

2のところにありますように、避難施設、津波避難タワーのような工作物とするのか、あるいは盛り土のような形にするのかによって費用は大きく変わってまいりますが、ここでは工作物を想定した試算として約80億円という計算になっております。

説明は以上であります。これから基本計画の中身の作業に入ってまいりますので、課題への対応も含め、より具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○奥中山間・地域政策課長 それでは、常任委員会の18ページをお願いいたします。

国土利用計画の改定についてであります。

まず、1、国土利用計画の目的についてありますが、国土利用計画は国土利用計画法に基づきまして、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するため、国土の利用の方向を定めるものでございます。

また、国土利用計画は全国計画、都道府県計画及び市町村計画から構成され、都道府県計画は、全国計画を基本として策定されることになっております。

次に、2、改定の理由でございますが、国土利用計画の宮崎県計画は、全国計画の改定にあわせまして、おおむね10年ごとに改定を行っております。現行の第4次の計画は、平成20年に策定しておりますが、目標年次が平成29年となっており、また、県計画の基本となります全国計画が平成27年8月に改定されましたことなどから、今回、計画を改定するものであります。

次に、3、計画の概要であります。まず、(1)の計画期間は、平成30年から平成39年の10年間でございます。

(2) 県土利用の基本方針(案)につきましては、全国計画における基本方針を踏まえまして、ア、適切な県土管理を実現する県土利用、イ、自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、ウ、安全と安心を実現する県土利用の3つとしております。

最後に、4の今後のスケジュールであります。11月から国土利用計画審議会における審議や市町村との調整、国土交通省との意見交換などを行いまして、3月をめどに計画を策定したいと考えております。

説明は以上でございます。

○重黒木産業政策課長 委員会資料の19ページをお開きください。

次に、仮称でございますけれども、産業人財

育成・確保のための取り組み指針の策定について御説明いたします。

産業人財の育成・確保につきましては、特に、ここ数年、人口減少問題の対応が大きな課題となる中で、県内企業等の人材の確保が厳しさを増してきておりました。これまで以上に関係機関が一体となり、若者の県内定着に向けて、より実効性の高い総合的な対策を講じていくということが重要になってきているものと考えております。

このため、1の策定の趣旨にありますように、改めまして、本県における産業人財の育成・確保の現状と課題、これを整理いたしまして、今後、実施していく取り組みを体系的に整理しました産業人財育成・確保のための取り組み指針、これを関係部局はもちろんのことですけれど、産学官の共有の指針として策定することとしたところでございます。

次に、2の取り組み指針の骨子(案)についてでございます。

現時点では、(1)の現状分析と課題、(2)の取り組みの柱と具体的な取り組み、(3)の取り組みの推進体制、この大きく3つの構成で取りまとめていきたいと考えております。

まず、1つ目の現状分析と課題でございますけれども、県内の高校生や大学生等の県内の就職状況や各産業における人材確保の状況等について整理していきたいと考えております。

一旦、右の20ページをごらんください。

本県におきます人材確保の現状に関するデータを幾つか記載しております。一番上の表につきましては、県内就職や離職率の状況でございます。御承知のとおり、新規の高卒者の県内就職率が全国最低レベルということ、また新規大卒者等の卒業後3年以内の離職率、これも約4

割ということで、全国平均より10ポイントほど高いという状況でございます。

その下の表でございますけれども、こちらは宮崎の暮らしやすさですとか、働きやすさ、こういったものを示すデータでございますが、物価水準と通勤通学時間でございますが、全国と比べ、いずれも良好な水準にあるということをお示ししております。

一方、その下の初任給、こういったものにつきましては、非常に厳しい状況になっているということでございます。

また、その下の就職に関する意識調査でございますけれども、高校2年生を対象としたアンケートにおきまして、上から3段目でございますけれども、「県内では働きたくない」と回答した学生が5割を超える状況になっているということでございます。

その理由で、矢印で右に引っ張っていますけれども、その理由で、「県外で生活したい」という理由の次に、「県外企業のほうが給料などの条件がよさそう」ですとか、あるいは「県内には働きたい企業、職種が少ない」と、そういった理由が挙げられております。

これらにつきましては、実際に、宮崎の暮らしやすさ、働きやすさをきちんと認識した上で、また、どんな企業が県内にあるのか、しっかり情報が行き届いた上で判断がなされているのかどうか、これをしっかり見きわめていく必要があると考えております。

左側のページにお戻りください。

指針の内容に戻りますけれども、こういった現状について分析いたしました上で、(2)にございます、取り組みの柱と具体的な取り組みをまとめていきたいと考えております。

具体的には、①の人材の育成では、キャリア

教育の充実ですとか、インターンシップの拡大について、②の働く場所の魅力向上につきましては、若者にとって魅力ある労働環境の整備等について、③の「みやざきで暮らし、みやざきで働く」よさの創出とPRにつきましては、若者にとって魅力ある産業づくりですとか、学生や保護者等へのPRなどについて取り組んでいく内容を整理してまいりたいと考えております。

また、(3)の取り組みの推進体制でございますように、これらの取り組みにつきましては、産学金労官で構成する産業人財育成プラットフォームを基盤といたしまして、それぞれの役割に応じて、オールみやざきで推進していくことを指針の中に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、3の検討の進め方でございますけれども、産業界全体の意見を指針に反映させるために、商工ですとか、建設業も含めまして、各産業分野の各団体ですとか、あるいは民間企業に御参加をいただき、産学金労官の実務者で構成するワーキンググループ、ここで議論を進めていきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、指針そのものにつきましては、できるだけ早期に策定をいたしまして、来年度の採用活動、求人の時期に間に合うように取り組みをスタートさせたいと考えております。

このため、随時検討を進めながら、常任委員会におきまして、委員の皆様方の御意見もお伺いしながら、年内を目途に策定を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○川口みやざき文化振興課長 常任委員会資料の21ページをお開きください。

国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭開催準備の進捗状況について御説明いたします。

まず、1の国民文化祭企画会議の開催についてであります。8月21日に第1回を開催したところでありまして、委員構成は右側のページに名簿をつけておりますが、歌人の伊藤一彦先生が会長、県立看護大学教授の大館真晴先生と宮崎日日新聞社生活文化部長の中川美香氏が副会長、ほか文化関係者の13名としております。

企画会議の役割は、(3)にありますように、国文祭の基本構想や実施計画、国文祭の準備・運営等に関する事項の審議であり、今回の企画会議では、基本構想(案)について御協議いただいたところであります。

委員からは、(5)にありますように、「宮崎県に来てもらい、知ってもらい、そして県民の参加を促すような取り組みが必要である」、「昔ながらの文化も新しい文化も、若い人も高齢者も、平野部も山間部も、それぞれにスポットライトが当たるような大会にしてほしい」、「子供たちが文化に触れる機会が減っており、国民文化祭において、子供たちにスポットライトが当たるようなイベントを開催し、その企画運営に子供たちがみずから携わることが、将来の宮崎の文化振興につながる」などの意見をいただいたところであります。

基本構想(案)の内容につきましては、23ページの資料2で御説明いたしますので、お聞きください。

まず、1、基本的な考え方の(1)開催の意義につきましては、下に書いておるんですけれども、平成32年は日本書紀編さん1300年という節目の年であり、同年には、東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。このような絶好の機会に国文祭、障文祭を開催し、国内外

から参加者、来場者を迎え、新たな本県の魅力を発信すること、また、国文祭、障文祭の開催が県民の文化活動を活発化させる契機となるよう取り組むとともに、文化芸術が持つ県民や地域社会への波及効果を生かすことで、今後の魅力ある地域づくりにつなげていくことなどを記載しておるところでございます。

24ページをごらんください。

(2)基本方針(テーマ)であります。5つ掲げております。

1つ目は、「神話の源流みやざき」の探究」としてあります。

本大会の誘致のきっかけとなっております記紀編さん1300年記念事業の集大成として、県内各地に伝わる神話や伝承、伝統文化を広く発信するとともに、実際に体験してもらいたいと考えております。

2つ目は、「全ての県民が参加し、若い世代が輝く」としてあります。

大会の企画運営への参画やイベント参加はもちろんのこと、参加者や観光客へのおもてなしについても、県民総参加でやっていきたいとの趣旨であります。また、若い世代が活躍する大会にし、国文祭、障文祭の経験をもとに、次代の文化活動を担う人材の育成や個性ある地域づくりにつなげていきたいと考えております。

3つ目は、「新しい出会いから始まる文化の創造」としてあります。

本県には、多種多様な民俗芸能や祭り、伝統行事などが現在まで大切に受け継がれており、また、季節の恒例行事として定着している音楽祭や文化イベントなどもたくさんございます。それらを今までどおり継承し、発展させていくとともに、全国の多様な文化団体と連携した新たな取り組みや文学と音楽、美術等がコラボレ

ーションした取り組みなど、地域や世代、ジャンルを超えた文化交流をすることで、新たな文化を創造したいと考えております。

4つ目は、「共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会」としております。

国文祭、障文祭を一体的に開催し、障がいがある人もない人もともに参加し、楽しめる大会にすることで、互いに尊重し合う共生社会を実現するとともに、新しいボーダーレスな芸術・文化を創造したいと考えております。

5つ目は、「「ひなた」に生まれた食と暮らしそして世界へ」としております。

農山漁村文化、食文化も文化の一つとして捉え、ひなたの力で生まれた豊かな自然や食についても発信していきたいと考えております。

次に、2の名称であります、先催県の事例にならい、このような形にしております。

3、キャッチフレーズにつきましては、宮崎らしさを連想させる、本大会のテーマと合致する、宮崎に行きたくなるという視点に重きを置き、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」といたしました。

宮崎県では、神代の昔から豊かな山と海を、そこから育まれる命をいただいてまいりました。また、それに対する感謝の心がさまざまな文化として芽吹き、これまで脈々と継承されてきております。このようなすばらしい宮崎に来てもらい、宮崎の魅力を体感してもらいたいと考え、設定したところであります。

4、主催者につきましては、記載のとおりでございます。

5、会期につきましては、平成32年10月中旬から12月上旬までの2カ月弱の期間にしたいと考えております。

理由といたしましては、11月3日の文化の日

を含んでいること、神楽の時期をある程度カバーしていること、分野別フェスティバルが行われる文化ホールや宿泊施設が確保でき、たくさんの方々が参加できるように、8回程度の週末を含んでいることなどのほか、同年に行われず東京オリンピック・パラリンピック、鹿児島国体、全国障害者スポーツ大会、青島太平洋マラソン等の会期を考慮して設定したところであります。

なお、具体的な日程については、現在、国、関係機関と調整中でございます。

6、マスコットキャラクターにつきましては、県のシンボルキャラクターとして県民に定着しているみやぎき犬をベースに、本大会用にアレンジします。

7、ロゴマークにつきましては、公募により決定することとしております。

25ページをお開きください。

8、運営体制につきましては、記載のとおりでございます。

9、開催準備計画につきましては、記載のとおりであります、内容につきましては、この後の説明と重複しますので割愛させていただきます。

基本構想(案)の説明は以上でございます。

資料は、21ページに戻っていただきまして、2の今後のスケジュール(案)であります。

今年度は9月から10月にこの基本構想(案)を実行委員会委員や市町村へ意見照会をかけた後、10月23日に予定しております第2回県実行委員会において決定したいと考えております。

来年度以降は、平成30年度に国実行委員会では基本構想の承認、平成31年度に県実行委員会では実施計画の決定と国実行委員会では実施計画の承認、そして平成32年度の秋口に国文祭、障文祭

を開催するという計画を立てております。

参考といたしまして、27ページから28ページに現段階の大会準備スケジュール(案)を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上であります。

○小倉総合交通課長 総合交通課です。別途1枚紙でお配りしております航空路線の充実についてというペーパーで御説明をさせていただきます。

2点ほど報告がございます。

まず一つが、LCCの宮崎—成田線の新規就航であります。県では、これまで県民の利便性の向上、観光誘客につながるということで、宮崎—成田線につきまして、LCC各社に対して就航を希望してきたところでありましたが、9月14日にジェットスター・ジャパンが就航を決定したという形になりまして、昨日もさまざま運賃、それからダイヤ等を発表させていただいたところであります。

就航の内容であります。これは昨日発表させていただいているものですが、平成29年、ことしの12月21日から1日1往復ということで、成田空港が11時30分発、宮崎空港が13時40分着、それから折り返しの宮崎空港14時20分発、成田空港16時着ということで、インバウンドということでは、ヨーロッパから来る便などが、これ、朝に着く場合が、今、現状のダイヤでは多く、そういうインバウンドにとっては非常に有利になると。

アウトバウンドに関しましては、夕方・夜便が北米ですとかオーストラリア、東南アジア、南アジアなどに行く便が多くありますので、そういったところへのアクセスが非常に、アウトバウンドとしてはよくなるというところではご

ざいます。

運賃に関しましては5,990円からと、座席数はA320、180席という形になります。

効果といたしましては、海外へのアクセス向上、航空運賃の低減、こういったことが非常に県民の利便性向上になるということに加えて、首都圏、それから海外からの交流人口が大きく期待されますことから、県内経済の活性化が図られるというところでありまして。

支援に関しましては、こちらは宮崎空港におけるカウンター設置など、初期経費がかかりますとともに、それに加えて新規就航PR、認知度の向上など、こういったことが非常に重要になってきますので、そこら辺の新規就航に当たる初期経費、こういったものを検討してまいりたいというところでありまして。

金額に関しましては、現在精査中であります。

それから、2つ目、宮崎—ソウル線の冬期増便であります。

こちら昨日発表されたところでありまして。韓国からの冬場のゴルフ需要などを効果的に取り込むということで、昨年度同様、アジア航空に対して増便を要望してきたところでありまして、今年度に関しましては、昨年の週4便を上回る週5便運航するということが決定されました。

中身に関しましては、12月2日から来年の3月24日までにかけて、現行、水曜日、金曜日、日曜日の便に加えて、月曜日と土曜日分のプラス2便が追加されることとなります。

効果としましては、韓国からのインバウンド客の増加が期待されるということで、さらなる交流人口の増加が期待できるというところがあるかと考えております。

こちら県も支援等を考えております。運航

いろいろ地形的に段差があるとか。そういう中で、大会の観覧席は1万、2万ぐらいとかと言われたが、最終的には3万人にするわけですか。

○松浦総合政策課長 開閉会式の場合の想定として、観覧席3万人は、一応、その想定をするということになっておりまして、その場合に、仮設対応でもいいというようなことになっておりますので、常時3万人の規模が要るかということになってくると、そこはちょっと過重かなということもあれば、仮設対応も含めて、ここは考えていかなきゃいけないと思っております。

○緒嶋委員 その観覧席は3万だけれど、今度に入場する選手の数はどれぐらいになるわけですか。

○松浦総合政策課長 開会式に全員来られるわけではないと思いますけれども、過去の例を見ますと、2週間の期間の中で、関係者を含めてトータルで2万人ぐらいという状況はあるようでございます。

○緒嶋委員 開会式にその中からどのくらい参加されるかと。

○松浦総合政策課長 具体的な数字として明確につかんでいるわけではないんですが、国体・高校総体準備室から伺っているのは、1万人ぐらいは来られるんじゃないかと聞いています。

○緒嶋委員 そうなると、そこに3万と1万で4万の人が集まるわけですね。その人を集める駐車場とか、道路状況を考えた場合には、道路も片側2車線じゃないと、4万人の人を山之口に集めるわけだから、農道とか何とかではとてもパニック状態になると。そういうことを考えた場合は、私はインターも、フルインターにしなければとてんじゃないと思っとる。それは、遠くから来た人に、都城のインターまで回って

山之口に来てくださいというのは、サービスがいいとは、私は言えんと思うんです。やっぱり来た人が満足するためには、できるだけ山之口のインターでおろして、そして会場に、近くに行ってもらおうと。それが、私はよそから、遠くから来た人に対するサービスだと思うんですね。

そういう総合的なものも相当考えてつくらないと、またそれがそれだけの金も要るわけですが、会場が一過性になって、後の負の遺産になっちゃいかんわけですね。そうなると、今からそういうもの、長期的なものを考えていかないと、スタンドをつくりまして4万人来ますという簡単なことでは、私は対応できんんじゃないかと。臨時駐車場というけれど、単純に考えれば3万人でもバスなら50人乗りでは600台要るわけですよ。それを鉄道とか、ほかのルートでやるということで、うまく整理しないといかんわけで。

聞きますが、木花の運動公園の駐車場は、今、駐車スペースは何台ぐらいあるんですか。

○松浦総合政策課長 たしか3,000から3,500台ぐらいだったと思います。

○緒嶋委員 そうなったときは、面積的にはどのくらいですか、3,000台の面積。

○松浦総合政策課長 済みません。面積はちょっとつかんでおりません。申しわけありません。

○緒嶋委員 その駐車場やらの用地は都城市が確保するというところになっているわけですか。

○松浦総合政策課長 基本的には、土地の確保については、市にお願いをするということになっております。

○緒嶋委員 だから、そこ辺まで相当考えて。私はあそこにつくるのはいいですよ。そこ辺まで含めた整備計画を立てていかんと、そのときだけじゃなく後々に向かって、やっぱり利便性が悪いという、何でそういうところにつくっ

たのかと言われんように対策を立てていかんと。

これは英断ではあるけれども、後の運営、またそれ以降の問題等を考えた場合には課題が大きいから、そこ辺を十分整理せんと。

私は都城の、本当はもっと利便性のいい、造成費もあんまりかからんとところに本当はつくったほうがいいんじゃないかなと個人的には思っているんです。まだ、その現場を見てみないとわからんけれど、そういう気がするんです。

だから、分散してつくるのはいいけれど、本当に山之口に行ってみないとわかりません。ぜひ、行きたいと思っている。

それが、本当に大丈夫かなと、造成するというのは、それは金をかければ造成ができると思うけれども、地域的に考えて、鉄道を利用するといっても、限られておると思うんです。何千人も鉄道で運ぶことはできん。あくまでも、私は車で運ぶのが中心だと思う。そこ辺を考えた場合に、全体的な課題解決を考えていかんと、私は大会が成功しないと思うんですけれども、そのあたりはどう考えておられるんですか。

○日隈総合政策部長 昨年度の国民体育大会、岩手国体でした。県庁所在地は、御承知のとおり、盛岡市なんです。昨年度の国体は北上市の陸上競技場で、いわゆる本県でいったら都城みたいところに市がつくって県が一部補助というような形でつくった新しい陸上競技場で行われました。

緒嶋委員のおっしゃるとおり、開会式については大変御苦労もされまして、周辺に駐車場をたくさん確保して、そこからシャトルバスで、かなり往復して運ぶような形で開会式をされた、そういう実例があったということも参考にしながら。そして、今回、本県でやるということについて、都城市長とも直接、私は話したんです

けれども、駐車場の問題、これは三股町にも御協力いただいて、高城町、地元の山之口周辺の駐車場等を確保して、また道路の問題も課題として話がありました。

そういったことを市と十分協議しながら、しっかりした開会式を山之口でやってほしいというのが都城市の要望でありまして、まだ決定はしておりませんが、万全の形で市としても協力していくので、県と話し合いをしていきたいということでしたので、私たちもその点、これから十分詰めていきたいと考えています。

○緒嶋委員 それと、雨天の場合の開会式はどうなるんですか。何か体育館でとかというけれど、雨天の場合の開会式。

○松浦総合政策課長 過去の例でまいりますと、雨天とか天気が荒れているような場合には、ある程度、各県からの人数を絞った上で、体育館で実施されているということで、大体、五、六百人から千人ぐらいの人数という規模感となっておりますので、それを参考として考えるならば、都城市内の体育館で対応できるのかなと思っておりますが、実際にどういう想定をするかによってまた変わってまいりますので、そこはまた慎重に、都城市とも検討してまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 また駐車場のことですが、延岡市の体育館の近辺には駐車場らしいところはないんですよね。そうすると、どこでも駐車場の問題がかなり、体育館を使うときのほうが人数は減ると思ったけれど、それが一番課題だと私は思っているんですよ、運営上も。だから、そこ辺も総合的に考えて、県は今のところ施設だけの金をこれぐらいかかると言っているけれど、そういうインフラにどれだけかかるのかということも、やっぱり試算の中に入れていかないと

いかんし。またもう一方は、木花の地震対策を含めて、本当にこれでいいのかという問題もあるから、県病院のようなことじゃいかんで、ある程度、明確な数字を出して、我々だけじゃいかん、県民も理解するような数字を出して、つくるなら、そういう不満が後々起きないように、すばらしいものを私はつくらないといかんと思っています。

インフラの問題や道路の問題、まだまだいろいろ課題があるわけで、輸送やら駐車場が、今言われたところだけで約4万人の駐車場がそれで足りるのかという問題もある。今、山之口の駐車場には何台ぐらいとめられるんですか。

○松浦総合政策課長 現時点では、たしか1,000台あるかないかぐらいだったと思います。

○緒嶋委員 1台5人ずつ乗っても、5,000台でも、2万5,000ですから、とてもじゃないと思うんです。

そこ辺を考えると、やはり利便性をよくした上で都城でやるというふうに持っていかんことには、私は、県民から見て、補助員とかいろいろ運営員とかも、いろいろ言われる中で、そういうような不満が、整備上の不満として出てくるんじゃないかなという気がしてなるとです。便利がよかったと、整備されておったと。西臼杵から行けば3時間かかるわけですからね、宮崎よりは遠くなるわけ。遠くなったけれどさすがだというようなものを、私はつくってほしいと思うわけです。しかし、それをつくり過ぎると、また後の利用の関係で負の遺産になってもいかんし、そこ辺を十分考えていかないといかん。

それで、都城市、延岡市は連携してということ、宮崎市は協議してと。この連携と協議はどう違うわけですか。

○松浦総合政策課長 都城、延岡につきましては、それぞれ用地の確保の御協力をいただけるというようなことと、あと、金額のほうはまだこれからの協議になってまいりますけれども、一定の財政的なものも考えていきたいというお話をいただいているところでございます。

また、委員おっしゃいましたように、競技団体とかが使いたいような環境づくりというようなことも当然必要になってまいりますので、そういったところについても、改めて協議をしまして、まだ総論としてではありますけれども、一緒にやっっていこうというようなことまでは協議をしているところでございます。

一方で、宮崎市のプールの関係で協議してということでありませけれども、ここについて、もともと宮崎市がプールを希望されていたわけではありませぬので、ここに対する、こういった協力しますよというようなお話をいただいているわけではありませぬけれども、やはり宮崎市につくるということになれば、一緒に内容なり、どういった取り組みができるのかといったことも含めて、後の施設の活用も協議をしていく必要があると思いますので、そういった意味で、宮崎市ともこれから協議をしながら進めてまいりたいということでございます。

○緒嶋委員 都城市、延岡市は財政負担をしてもらうが、宮崎市は財政負担は全然せんで、そういう施設が市内にできるというのは、県営施設ですからある意味では、都城市、延岡市にとっては不公平じゃないかというような意見も出てくる、そういう感じもせんでもないという気もするわけです。そこ辺を十分考えて、木花というすばらしいのが市の負担なしでできているわけですね。宮崎市も協力してもらわんといいかんじじゃないかなと思うんですけれど。土地

も、これは県有地につくれば、市は関係せんわけですね。施設とか運営の面で何らかの支援、協力があって私は当然だと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○松浦総合政策課長 先ほども少し申し上げましたが、プールについて宮崎市が希望されていたわけではありませんで、積極的にこうしたいというような協議をこれまでやってきているわけではありませんけれども、つくる上ではその後の活用なり、そういったところについての協力であるとか、いろんな形があると思います。お金だけなのかどうかというのは、そうではない部分も当然あると思いますので、そういったいろんな形を含めて、宮崎市とはコミュニケーションをしっかりとりながら、ぜひいいものにしていきたいと思っております。そういったところの考え方で臨むことについて御理解をいただければと思っております。

○緒嶋委員 それと、やはりこの際思い切って、スマートインターじゃなく、山之口をフルインターにすると、それぐらいの思いで整備することが絶対必要だと思うんです。スマートインターにしても、今のような状態では、わざわざ都城までほかの人は行ってくださいというのはサービスという意味ではあんまりよくないし、何で都城まで行かにかいかんとかと、ほかの者は山之口でおりにるのにというような不公平感も出てくると思うんですよね。できるだけ山之口の近隣で、駐車場もできるだけ確保してサービスを図っていくと。そういうことで思い切って、やるからにはやっぱり決断していかんと、私は本当に成功した大会にならんのではないかと、不満が残るようなことじゃいかんと思うので。

実際、工事を始めるとすれば、いつごろから始まるわけですか。いろいろ手続があると思う

んですけれども。

○松浦総合政策課長 陸上競技場について申し上げますと、いろんな手続がこれから必要になってまいりますので、それと並行しながら、設計とか、そういったことをやって造成に入っていくこととなりますので、ここ一、二年でその工事に入れるという状況ではありませんけれども、できるだけ早く、とりかかるように取り組んでまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 宮崎県産材を使った体育館にして、宮崎らしい体育館でやるべきだと。そういう中で立派なものをつくっていくべきだと思うんです。そういう思いで、これはほかのPFIとの絡みも出てくるかなと思うわけでありましたが、そういうものも絡めた考えというのはないわけですか。

○松浦総合政策課長 御意見として、そういったことは当然出てくると思っているところでございます。

どういう形で進めていくのかというのは、これからの基本計画の中で詰めてまいることとなりますので、そういったいろんな御意見も伺いながら、あと、負担がどうなるのかということもあるんですけれども、そういう中で、しっかりしたものに仕上げていきたいと思っております。

○緒嶋委員 全体の構想が県民に、これぐらいかけてこうなるというようなものを、できるだけ早く示していただくというのが、県民の理解もですね。今は競技団体から、いろいろと課題やら言われておるので、そういう意味では、早くこれは取りかかって、全体の事業費がこれぐらいかかるというような、施設だけではなく、附属する、そういうインフラを含めてやっていかないと、私はいけないと思っておりますので、でき

るだけ早くやって、財政的にもこれぐらいの負担が要ると。木花は地震対策だけしかやらんわけですか、どうなるんですか、木花について。

○松浦総合政策課長 当面は津波の避難の施設をつくっていくということになります。それも、どういう工法でいくのかということでも金額が変わってくると思いますけれども。

それから、例えば、オリンピック・パラリンピックの事前合宿等の場所になっておりますので、そこでどうしても必要な改修等があれば、当然やっていくことになると思っております。

また、国体の競技場になるものが、施設があれば、それは基準に合うような形で改修等を行っていくというようなことで対応していくことになるのかなと思っております。

○緒嶋委員 極端な言い方だけれど、開会式だけ木花でやるというようなことはできんわけですね。メイン会場でないだめということになっているわけですね。

○松浦総合政策課長 今は、開会式場が決定されているわけじゃありませんので、今の御質問にストレートにお答えするのはなかなか難しゅうございますけれども、通常は、新しく競技場をつくったところでやっているという状況でございます。

○緒嶋委員 私は、新しいところはいいけれど、それだけみんなが期待するようなインフラがぴしゃっと整備するかなということ逆を心配するもんだから。できるだけ新しいところでやるのが、それは一番理想であるわけですよ。そういうことを含めて、やはり相当金をかけて、やるならもうやらざるを得んと私は思いますので、そういう思いが今のところしております。

○松村委員 関連して1問だけ。山口は、県庁所在地じゃないところで、陸上競技場をつくっ

ていらっしやっただけけれど。あそこは後の利用ということで、その後、Jリーグの、J2だったかな、何かのホームグラウンドになるということで、大幅改装をしてまたやりましたというお話だったんですよね。あそこも施設を分散してやったという話だったんです。

せっかくこの新しい陸上競技場をつくられるんだったら、例えば、Jリーグの規格にも合ったような施設としてつくるのか、その将来的な活用に向けても、もう一度、一からやり直すとともに費用がかかるというところとかが出てくるんで。例えば、今、宮崎県はJリーグを目指すようなサッカーチームがあるのかないかも含めて、そういうスポーツ振興ということになると、将来の活用とかも含めるとプロリーグ等が使えるようにするのかというのも検討されているのか。

もしそうだとすると、例えば、年間に40試合か20試合ぐらいあるとすると、そのたびに4万人来ることはないでしょうけれど、1万5,000とか2万とか、お客さんが来るわけですよ。JRはお客さんが減っているんで、JRとひっついている陸上競技場だったらスポーツ観戦に、例えば、延岡からでも1時間半で来るとか。山之口駅に隣接しているのかどうかも、場所がわからないんで、もし近かったら改修してスタジアムとの一体化とか、何かそういうところまで考えた将来の投資。それが無駄だったらする必要はないけれど、まだこれはっきり決まっていないんでしょうから。できるような要素とか、そういういろんな調査とか、やれるんですかね。

○松浦総合政策課長 サッカーのチーム、J3とかJ2とかを目指しているチームは県内でもあるようでございますので、そういったお話は伺っているところでございますが、Jリーグに、

これは教育委員会で調査といいますか、聞きに行ってもらっているんですけども。サッカーチームのホームにする場合に、今は基本的には、専用のスタジアムが求められているということで、そうでない、その陸上競技場と兼用でというようなところについては、余りされていないような状況がありまして。なかなか今の状況で、そういったことも見据えた形でつくっていくというのは難しい状況があるのかもしれないなと思っていますところでございます。

ただ、まだこれから、確定したわけではありませんので、そういったところも情報収集しながら、基本計画を考えてまいりたいと思っております。

○松村委員 山口の場合は何かそんな話だったので、将来的に山之口がJリーグとして使える専用スタンドになったほうが、地域振興とかになるんだったら、JRともひっつけて、プロ野球だけじゃなくて宮崎のサッカーのメッカにもなる専用スタジアムにするとか。今する話じゃないかもしれないけれど、いろんな可能性があると思うし、せっかくつくったものがあんまり利用もされないと言われても大変なんで、その辺も含めて、またいろいろ検討していただければと思います。

○松浦総合政策課長 大変貴重な御意見だと思っておりますし、僕らもそこは気にしている部分がありますので、教育委員会ともいろいろ協議しながら、基本計画を検討してまいりたいと思っております。

○日隈総合政策部長 専用サッカー場の構想については、一つだけ、宮崎市の現市長が前回の選挙のときの公約で掲げられまして、3年前、私も立ち会いましたけれども、麻生財務大臣が見えたときに、要望陳情して、専用サッカー場

の社会資本整備総合交付金、これを多額いただきたいというような要望もしたところなんです。ですから、宮崎市が今後それをどうされるのかということも含めて、今度、プールの検討もありますので、また宮崎市は新しいアリーナ構想というのも出されていますので、先ほど担当課長が申し上げたように、市ともよくそこ辺の確認も含めて協議していきたいと思っております。

○中野委員 関連ですけども、大変苦慮されて決定されたと思うんですが、一言で言えば、この整備方針、よか方針だったと思います。

それで、ここに共同整備のことやら書いてあるんですが、これが決まった日だったかな、たまたまニュースを見とったら、市長が整備費のことで聞かれたら、これは県営の施設だから県が全部見るのは当然だと、こういうコメントをはっきりと言われておりましたよ。だから、ここに共同整備のことが書いてありますから、この方針以上のことをやっぱりしてもらわなきゃかんと思うんですよ。

これを今回、分散する考え方を引き受ける能力のある行政と言えば、負担のことを考えたら都城か延岡しかないですからね。もし、これを県全部でするんだったら、ほかの考え方もあるんだと思うんですよ。もともと、それぞれの市は要望するときに、応分の負担につきましては、しっかりと対応いたしますと、こういう要望書を上げて決定されているんですよ。負担のことを覚悟されているんです。だから、もしこれが、そうでないのであれば、一番、九州全体を見たときの便利性的にいい、えびのにつくればよかったんです。

県内を見通しても、高千穂から都城に来るよりも、時間的には今の道路でもえびののほうが近いですよ。で、面積も4,500ヘクタール、フラッ

トの面積がありますから、さっき言ったような駐車場の心配も要らない。それから、鹿児島県の大半の人口は薩摩半島ですから、一番えびのが近いですよ。それから、熊本以北、北部九州の人たちはほとんど車で来るでしょうから、一番近いところはえびのですよ。飛行機で来る人もおると思う。鹿児島空港を使えば一番近いです、30分で来るんですから。

だから、これを自分たちでちゃんと応分の負担はすると、そういうことをぴしゃっと書き入れて要望されているわけだから、後すさりのないようにしてくださいよ。今からでも変更はできますから、今からでも。そんなふういきちんと決めてからしてくださいよ。それをぴしゃっとしないと、最初に言った、よか整備方針とは言えませんから、よろしく願いしておきます。

○松浦総合政策課長 昨年度中でありますけれども、都城市の市長さんのところにも、私、随行について行かまして、具体的な金額云々は別にしまして、都城市なら都城市なりの財政規模があって、限度はあるけれども、そこは必要なところで考えていきたいというお話はいただいているところがございます。そういうことを前提に、事務的には、都城市ともこれまでいろいろ話をしてきておりますので、その協議をさらに進めながら、どういう役割分担でいくのかということなども含めて、これから十分詰めてまいりたいと思っております。

○蓬原委員 私はあんまり突っ込んだ話を、別な立場があるのでできないので困りますけれど、これ、地図をつけられればよかったなと思っています。私は、お隣の三股町におりますので、その辺の地形的なこと、周辺の事情のこと、よくわかるんですよ。だから、駐車場のことを、例えば、合併前でいえば1市5町あったんです

よね。運動公園は5カ所あるわけですよ、三股町を入れても。これは町長も当然隣のことで、三股町の陸上競技場と山之口の運動競技場は、車で五、六分のところですよ。サブとしても使えるし、三股町もここを整備しようとしていますから、そういうことで町長自身もしっかり協力しますというようなことを言っているし。駐車場の話も出ましたけれど、あと、高城、高崎、山田、あるわけですね、運動公園があって、駐車場もしっかりあるし、雨が降ったときのその体育館をどうするかというのも、都城がこの前、早水に大きな体育館をつくったんですよ。あそこはバレーのメッカですから、大きな全国大会、プロのバレーチームが来たりするところなので、雨のときのことも差し支えないんじゃないかなと、客観的な話ですけど、思っていますので。

確かに山之口は今一方方向しか見えないので、裏のほうは平面的に見るとかなり土地が広くて、上から見た図面を見ると、かなり、確かに高低差はある程度ありますから、そこをフラット化するための経費とかあるんでしょうけれど、広さは十分あるなど。

誰かが、ついでながら冗談を言っていましたけれど、ふるさと納税を2年充てれば、お金はいくらでもあるがねと言っていました。

○日隈総合政策部長 蓬原委員のおっしゃるとおり、わかりやすく地図をつければよかったかなと思います。

それで、一つ、都城のこの陸上競技場の件なんですけど、これは都城市の運動公園が現在ございます。体育館もあそこにあるわけなんですけれど、これも陸上競技場みたいなものがあるんですけど、その中の一角に県の陸上競技場をつくるというような形になりますので、その点は御理

解いただきたいなど。要するに、この公園自体は都城が持っていらっしやって、その管理関係もありますので、一緒にやっていくかどうかというのは、またこれからの話し合いになるんですけども、その中に県の陸上競技場をつくるということになります。ですから、都城市の運動公園、駐車場の問題もあります。これはまた都城市と相談していくんですが、その運動公園の駐車場というような位置づけ等も今後協議していくということになりますので、イメージとしては都城市の運動公園の中につくるということで御理解いただきたいと思います。

○緒嶋委員 PFIのことですけれど、これは県としても積極的に取り組んでいこうという方針はあるわけですね。

○松浦総合政策課長 施設整備等を行う場合に、民間の資金なり活力なりを使っていこうというものでありますので、使えるものについてはしっかり使っていきたいということがございます。

今回の国からの要請が一定規模以上のものについて、必ずそこを検討しなさいというようなことでありますので、そこをある程度対応していく必要があるとは思っておりますけれども、実質的な話としては、PFI、有効に使えるものについてはしっかり使っていくというのがまずベースにあって、国の要請に対してどういった形で対応していくのかということこれから検討していこうというものでございます。

○緒嶋委員 今度は特に、国体向けの施設をつくるということで、取り組みやすいタイミングではあると思うんですね。それは、全てをPFIじゃなくても、体育館だけとか、プールだけそれで作るとかいろいろあると思うので、やっぱり何らかの負担が長期にわたって分散されるというようなそのメリットも出てくるだろうと

思うんです。財政的なことも考えながらやる必要はあるだろうと、それが一つの時代の流れでもあるわけですので、ぜひこれは真剣に検討してほしいなと思います。

○松浦総合政策課長 御指摘いただきましたように、特にその対象として体育館なり、プールなり、検討するにはふさわしいものかなと思っております。こういったような内容で仕上げられるかというのがありますけれども、そういったPFIの手法について検討していきたいと思っております。

どうしても難しい場合は、直でということになるかもわかりませんが、そういう可能性は検討してまいりたいと思っております。

○二見委員長 関連しての質疑はありますか。では、ほかの項目について。

○中野委員 国民文化祭ですが、どっかに書いてあるのちよっとわかりませんが、約60日間ぐらいされるわけですね、中旬から上旬までということですから。この期間中の参加者というか、客数なのか、それはどのくらいを見込まれているんですか。

○川口みやざき文化振興課長 過去の開催県とか、そういったデータを見ますと、秋田県が、県の規模がちよっと似ておりまして、大体、このあたりが参考になろうかと思うんですけれども、参加者が106万人となっております。100万人程度を今想定しているところでございます。

○中野委員 これは大きなイベントですから、県民への理解のためには、非常にこういろんなところに波及効果がありますから、これは参加者と捉えればいいわけですか。その参加者は大体、予想はこのぐらいだということ、やっぱりこう明確に出されて、いろいろと取り組みをされたほうがいいんじゃないかなと思いました

が。

いろいろなイベント、行事をすれば、どのくらい人が集まるんだろうかと。さっきのこの新しい運動公園も、集客、駐車場のことを心配するぐらい、3万人とか何か書いてありましたよね。そういうのも見込んで取り組んでほしいなと思います。

○前屋敷委員 22ページに、企画会議の委員の方の名簿がありますけれども、基本的にこの企画会議ではどういった程度のことまで企画といえますか、されるんですか。ここが基本になって企画をしてそれを実行に移すということなんでしょうか。

○川口みやざき文化振興課長 21ページの(3)に役割というのを書いておるんですけれども、これ、企画会議の役割ということで、どういった基本構想にするかというので今回協議いただいたんですけれども。今後は、その基本構想をもとに実施計画、もうちょっと詳しい、具体的なイベントの内容を決めていくんですけれども、そういった内容の御意見をいただいたりとか、実際、案をつくりまして、それを協議していただくというようなことを考えております。

さらに、国文祭の準備とか運営とか、実施に関する部分についても、意見をいただいきたいと思っております。

○前屋敷委員 基本的な中身は県がつくって、ここに提示をして、それを協議をして、いろいろな意見をそこに入れていく役割を果たすということですね。

○川口みやざき文化振興課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○蓬原委員 20ページなんですけど、いいデータがありまして、ここにはないわけだけれど、通勤通学時間というのが2番で、宮崎県は大変便

利だよというか、そういうことがあるんです。

内閣府が2017年かな、出した通勤にかかるコストの安い県の順位というのがあって、いいデータがあるんですね、おもしろいデータが。東京都にいる友達から送ってきたんですけど、1位が宮崎、2位が青森、3位が岩手、4位が大分、次が鳥取、高知、愛媛、沖縄云々となるわけですけど、そういういいデータもありますので、宮崎はこういうところだよという、コストがかからないよというデータにはなるんで、1回調べて、また正確なデータを出していただくとありがたいと思っています。2017年の内閣府の統計ということでした。

○重黒木産業政策課長 貴重な情報をありがとうございます。そういったいろんな情報を集めて、宮崎の暮らしやすさもしっかりアピールできるような内容のものにしていきたいと思っております。

○中野委員 こういうデータは高校生とかにも、示されるわけですか。これを示して説明されるわけ。

○重黒木産業政策課長 既に、関係部局で示しているところもございますけれども、それがしっかりまだ高校生ですとか、大学生とかに行き届いていないという面があるかと思っております。したがって、この真意を検討する中で、いろいろなデータがございますので、いろんないいデータを、そういった地元の若者にしっかり届くような仕組みも含めて検討していきたいと思っております。

○中野委員 さっきはいいデータの紹介がありましたが、初任給のところというのは、宮崎県は大学卒で43位、高校45位、そして東京都の金額が書いてあり、こういうのを見れば、宮崎で就職する若者はいないですよ。このことを周知、

承知させないかんかもしれんけれども、もっとうまい書き方したほうがいいんじゃないかなと、逆に、これは思いました。

それで、高校生の県内就職率が改善したとはいえ、わずかなことです。率にしても、順位にしても。だから、最低賃金のことをきのうもいろいろ質問しましたが、全国で1位をとろうとしたけれども、相変わらず、九州一円、横並びの最下位だったけれども、最下位には変わりはないですから、そこを毎年上げていって、最下位を、宮崎県は鹿児島よりも熊本よりも高いよと、それぐらいの意気込みでやって、そういうのを見せたりして、ほかの条件もいいから県内に就職しようよと、こういう企業もあるよと、いろんないいことを言ったほうが、いいことづくめで言わんと。

最大のあれは何だかんだと言って、将来、生活ができるかできないかですからね。やっぱりこの初任給、賃金のことが大きくなりますよ。子供は親もとを早く飛び立たない方が、鳥じゃないけれど、飛び立ちたいという気持ちがあるでしょうけれども、長い目で見たら、それは離れ離れはいいことではないですからね。せっかくいい地域なんだから、この賃金というところに、初任給というところにもっと力を、県全体で入れてほしいと思いますが、お願いしておきます。

○重黒木産業政策課長 中野委員御指摘のとおり、若者が県外を選ぶ理由の一つに、やはり県内企業の給料が低いというのが理由の一つに上げられておりますので、その部分につきまして、ここにデータを挙げている意味は、どちらかということ、県内の企業の方々、経営者の方々に、東京とまでは言いませんけれども、全国平均にできるだけ近づけていこうという意識を

しっかり持ってもらうということが一つと、あとは学生に対しては、給料ももちろんなんですけれど、ほかのいいデータも、いろんなデータを総合的に示しながら選んでいけるようなものにしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 最低賃金の決め方はどういう形で決めるとですか。

○重黒木産業政策課長 基本的には、その当該地域の生計費と、あとは実態の、今、幾ら賃金が払われているかという状況を踏まえて、審議会で答申がされて、それを国で決めていくということになるとお伺いしております。

○緒嶋委員 それなら、宮崎県の場合は、生活するにはいろいろなものが安いから給料も安くてもいいじゃないかというような理屈になるわけですか。

○重黒木産業政策課長 理屈で言うと、そういうところになるかとは思いますが、給料は安いだけでも、物価等も低くて、通勤時間も短くて暮らしやすいよというところを総合的に見せていきたいと考えております。

○緒嶋委員 逆に言えば、生活費は要らんけれど、給料は高い、月給は高いよというところが一番いいわけですよ。そういうようなことで、やっぱりできるだけ、もともとから言えば、日本のどこに住んでも最低賃金というのは一緒でいい、私は一緒が理想じゃないかと思うんです。東京とはもう100円以上の差があるわけですから、1日働いても1,000円以上の、そういう、最低賃金でも差があるということだから、ある意味で、不公平と言え不公平なわけであるので。中小企業にすれば、そうなれば経営が成り立たんところも出てくるのかなという逆の懸念もあるけれど。生活するためにはやっぱりそれなりの給料をもらわんと、若者も定着しないとい

うことなので、定着をどれだけ呼びかけても、給料の高いところに行くということですよ。

○日隈総合政策部長 おっしゃるとおりで、私も県立の工業高校の校長とこの前会って話をしたら、求人が来ている企業をべらっとう一覧表をつくってPTAにお渡しするんですけど、やっぱり初任給のところが見劣りするというのが現状であります。

若い人にどうしても残っていただきたい、どうしても若い人が残らないと、次の子供さんという人口問題が控えているだけに、本当は全従業員、お給料が上がるというのが望ましい形かもしれないんですけど、なかなか企業にそこまで体力的にどうかというところがあります。

ただ、少なくともこの入り口の初任給のところ、入社から3年、5年ぐらいまで、せめてここは全国平均に持って行っていただきたいということで、いろんな機会をとらえて、経済界にもお願いしているところです。

せめて入り口だけでも全国平均ないと、なかなかあの一覧表にしたときに、この安いところへ行けというのは、企業の魅力は言っていくんですけど、暮らしやすさ、並べていくんですけど。せめて、そういう目標で経済界にも御協力いただきたいと考えておりますので、我々も努力していきたいと考えています。

○前屋敷委員 今、地方創生ということで進めていますけれど、本当に地方創生というんだったら、今言われたように、地方でもちゃんと働いて生活ができる。で、地元に残るという点では、今言われた、初任給を全国並みにするというのは大事なことだと思います。

それを、なかなか中小企業、大変なんで、そこだけに負わせるというわけにはいきませんので、地方のそういう中小企業がしっかりと地元

の雇用を支えるという点では、県からも、政府にもしっかりその辺の、地方創生の手当をしてということも、意見として強く要求することも必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○二見委員長 よろしいですか。

それでは、最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようですので、それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時0分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○桑山総務部長 総務部でございます。よろしくお願いたします。

まず、議案等の説明に入ります前に、台風18号関係につきまして御報告をさせていただきます。

台風18号は、17日の日曜日に本県を直撃いたしました。大雨によりまして、宮崎市や延岡市などにおいて多数の住家等の浸水被害が発生いたしました。また、宮崎市や延岡市、日向市、国富町では、突風により住家等が一部損壊するなどの被害も生じたところであります。

県といたしましては、災害対策本部を設置いたしまして、市町村や関係機関と連携しながら、情報収集や災害対応に努めてきたところであります。現在も引き続き、関係部局におきまして、被害の全容把握と早期復旧に向けて全力で

取り組んでいるところでございます。

詳細な被害状況等につきましては、後ほど危機管理局長から説明をさせていただきます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度一般会計補正予算案の概要についてであります。

これから御説明申し上げます補正予算の額には、先日議決いただきました選挙関係の議案第10号の追加提出分は含んでおりませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

今回御説明いたします議案第1号の一般会計補正予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものでありまして、補正額は一般会計で88億3,486万2,000円の増額となっております。

また、この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、上から2番目、国庫支出金が5億6,462万3,000円、一つ飛びまして繰越金が77億558万3,000円など、ごらんとおりとなっております。

この結果、9月補正後の一般会計の予算の規模は5,869億4,699万7,000円となります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計歳出につきまして、款別の内訳を記載しております。このうち主なものを申し上げますと、総務費でございますけれども、平成28年度の一般会計決算に伴う繰越金の一部につきまして、地方財政法の規定により、県債管理基金への積み立てを行うものでございます。

また、その下の民生費でございますが、保育士

や幼稚園教諭、児童養護施設職員等の処遇改善に要する経費のほか、保育士等を対象とした研修でありますとか、加算制度に関する講習会を実施するための経費などを計上しております。

さらに、1つ飛びまして、労働費でありますけれども、県立産業技術専門校高鍋校の寄宿舎を建てかえるものでございます。

また、その下の農林水産業費でございますが、地域の中心的な経営体に対する畜舎等の施設整備、家畜導入を支援する経費のほか、もうかる漁業を推進するための海洋短波レーダーの設置でありますとか、漁港の整備を行うための補助公共事業の増額などとなっております。

予算議案については以上でございます。

続きまして、特別議案につきまして御説明を申し上げます。

ちょっと飛びますが、6ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、地方税法の改正により、保育の受け皿整備の促進のため、不動産取得税の特例措置が改正されたことなどに伴いまして、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、7ページでございますが、議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、この法律が改正されたことに伴いまして、同法を引用する関係規定の改正などを行うものでございます。

続きまして、報告事項でございます。9ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償額を定めたことについてでございますが、これは県有車両による交通事故の損害賠償

額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定、専決処分の規定に基づきまして御報告するものでございます。

最後に、その他報告事項であります。10ページをお開きいただきたいと思っております。

本日、御報告申し上げますのは、ここに記載しております、宮崎県庁における「働き方改革」の取り組みについてなど、4件となっております。また、別途資料を配付しておりますが、台風18号による被害状況についてを含めて5件の報告を行うことにしております。

なお、それぞれの詳細につきましては、危機管理局长、それから担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○二見委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川畑財政課長 財政課から、議案第1号の歳入予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

今回、お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。

それでは、内容について御説明いたします。太枠の中の今回補正額の欄をごらんください。

まず、自主財源につきましては、分担金及び負担金が1,774万円、繰入金が4,394万8,000円、繰越金が77億558万3,000円、諸収入が3億1,226万8,000円、依存財源につきましては、国庫支出金が5億6,462万3,000円、県債が1億9,070万円、いずれも増額となっております。

この結果、一番下の欄にありますとおり、この補正による歳入合計は88億3,486万2,000円と

なっております。補正後の一般会計の予算規模は、補正後の欄の一番下にありますとおり、5,869億4,699万7,000円となります。

次に、4ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要でございます。

まず、一番上の分担金及び負担金であります。補助公共事業に係る市町村からの負担金の増により、1,774万円の増額となっております。

次に、繰入金であります。認定こども園等の施設整備に当たり必要となる額を安心こども基金から繰り入れるもので、4,394万8,000円の増額となっております。

次に、繰越金であります。28年度決算の歳入歳出差し引きの額から29年度への繰越明許費の財源となる額を除いた額、いわゆる実質収支額を、29年度へ繰り越すものであります。

次に、諸収入であります。事業の実施に必要な財源としまして、国の基金管理団体等からの補助金を受けるもので、3億1,226万8,000円の増額となっております。

次に、国庫支出金について主なものを御説明いたします。

まず、一番上の民生費国庫負担金は、児童養護施設等職員の処遇改善に係る国庫負担金であります。

次に、国庫補助金のうち、民生費国庫補助金につきましては、認定こども園等の施設整備に必要な財源を、認定こども園施設整備交付金から安心こども基金へと財源を振りかえることなどによりまして、3,822万円の減額となっております。

また、労働費国庫補助金につきましては、県立産業技術専門校高鍋校の寄宿舎建てかえに係る補助金であります。

その次の、農林水産業費国庫補助金につきましては、畜舎等の施設整備や家畜導入に係る支援事業のほか、海洋短波レーダーの設置や漁港整備の補助公共事業等に係る補助金でありまして、5億3,987万7,000円の増額となっております。

最後に、県債であります。国庫補助事業の実施に伴う財源として県債の発行を行うもので、1億9,070万円の増額となっております。

歳入予算につきましては以上でございます。

続きまして、財政課関係の補正予算につきまして御説明をいたします。

資料が変わりますが、別冊になっております平成29年度9月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

財政課の9月補正予算は、一般会計におきまして72億4,222万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3列目、上から2行目のとおり、一般会計で967億8,615万3,000円となります。

次に、5ページをお開きください。

補正予算の内容について御説明いたします。

(事項) 県債管理基金積立金であります。これは、平成28年度の一般会計の決算剰余金の一部、72億4,222万8,000円を、地方財政法第7条の規定に基づき積み立てるものでございます。

財政課からの説明は以上でございます。

○棧税務課長 それでは、税務課から御説明をさせていただきます。

議案第2号及び議案第3号について、いずれもお手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由ですが、平成29年度税制改正により、地方税法において保育の受け皿整備の促進のため、不動産所得の特例措置が改正されたことなどに伴い、改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、2点ございます。

まず、(1)の地方税法の不動産所得の特例措置が改正されたことに伴う改正につきましては、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または利用定員が5人以下の事業所内保育事業、これらは、ゼロ歳児から2歳児の子供を少人数で預かり保育をする事業ですが、これらの事業の認可を得た者が、直接当該事業の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定におきまして、地方税法の改正により、地域の実情に合わせて道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除することになったことに伴い、当該割合を定めるため、関係条項を追加するなどの改正を行うものであります。

中央の表の地方税法の行の改正前の欄をごらんください。

改正前におきましては、この特例措置の割合は地方税法で、全国で一律に「家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する」と定められておりました。これが、その右の改正後の欄をごらんいただきますと、「道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除」とされました。

このため、その下の行の宮崎県税条例の行の改正後の欄をごらんください。県の条例において定める控除割合を「3分の2」とするものであります。

次に、(2)自動車保有関係手続のワンストップサービス対応に伴う自動車税及び自動車取得税に係る納付の方法等の改正についてです。

納税義務者が、この場合は、自動車を取得し

ようとする方ですが、この方々が国が押し進めております自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して、自動車の登録を行う際に、自動車税及び自動車取得税につきまして、電子納税を行えるようにするための関係条項を改正するものでございます。

次に、3の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

続きまして、委員会資料の7ページをごらんください。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正理由ですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地法が改正されたこと等により、修正が必要となる関係条項の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、いずれも法令からの引用文言の改正であります。

まず、(1)の企業立地法改正に伴う引用文言の改正につきましては、企業立地法から条例に引用している文言に「同意集積区域」及び「承認企業立地計画」がありまして、これらを規定する企業立地法の条項がいずれも改正されたことに伴い、関係条項の改正を行うものであります。

真ん中の表の中央の列をごらんください。

同意集積区域、承認企業立地計画につきまして、それぞれ企業立地法の本則規定から引用しておりましたものを、企業立地法が改正されたことに伴いまして、改正後の欄をごらんいただきますと、改正法の附則や改正前の企業立地法に規定が移動したため、そこから引用することにしたものであります。

次に、(2)の所要の改正についてでございます

ですが、条例に引用している省令につきまして、題名の改正が行われましたことから、関係条項の改正を行うものでございます。

最後に、(3)の施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありますか。

○松村委員 6ページの自動車保有関係手続、ワンストップサービスというのはどういうやつなんですか。

○棧税務課長 これは、国土交通省や総務省とかの、国が主導して、今、全国的に進めておるものでございますが、自動車の保有関係の手続をする際に、インターネットを利用して、オンライン上で全てを行ってしまおうというサービスでございます。

その保有にかかわります手続には、もちろん、陸運支局に出す書類ですとか、納税の手続ですとか、警察が関係しますが、車庫証明の手続ですとか、さまざまな手続がございまして、それをオンライン上で一括してやろうというサービスのことをワンストップサービスというふうに呼んでおります。

○松村委員 今までこれ、車を買うときも自分でしたことがないんで。例えば、車を買うときに、自分でインターネットで電子納税と、あれと同じような形でやれるし、もうこれにかかわらず、自動車販売会社さんが全てやってくれているというケースもあるんで、消費者にとっては選択ができますよということですね。

○棧税務課長 御指摘のとおりでございますが、消費者にとりましては選択ができると、御自分でワンストップで手続をすることもできますし、

今までどおり、ディーラーさんにお任せすることもできます。

ただ、ディーラーさんも、ワンストップでやることができるというサービスでございまして、今までどおり、紙ベースの登録手続というか、そういう手続をすることも可能になっております。ですから、手続の幅が広がったと御理解いただければいいかと思えます。

○松村委員 3,000円の割引とかあるんですか。

○棧税務課長 これにつきましては、幾ら安くなるとかという割引という制度はございませんが、既にもう全国的には導入している県が少数ながらございまして、そこの状況を見させていただきますと、消費者にとりましては8,000円ほど、諸費用が安くなったという状況はあるようでございます。

○松村委員 大方わかりました。電子納税のときはある期間、促進するために割引がありましたよね。それでちょっと言っただけです。トータルとして、経費として8,000円ぐらい安くなるというような形で、消費者にとってはメリットが出てくるというようなことですね。

○棧税務課長 確実に8,000円ということではございませんで、今までの先進事例を見ると8,000円程度安くなっていると。あくまでも消費者とディーラーさんとの間の諸費用が低減している状況があるということでございます。

○中野委員 議案第1号についてお尋ねいたします。

4ページ、ここで歳入科目別の概要ということで説明がありましたが、一番上のこの分担金の中の1,774万円ですが、全てが水産基盤整備事業費ですよ。これは誰が負担するということになるんですか。

○川畑財政課長 該当する市町村が負担するも

のでございます。

○中野委員 市町村の負担になるということですね。

それで、この国庫支出金は、逆に80万だけれど、減額されるわけですか。

○川畑財政課長 その水産基盤事業に係るものですが、80万の減額と、下に補助金もございまして、その水産基盤整備事業費に係るものが3,460万円ございますので、その差し引きになるのかと思えます。

○中野委員 どこに書いてある。

○二見委員長 国庫負担、農林水産業費国庫補助金。

○中野委員 整備事業というところがプラス60万ね。ここの数字は幾らですか。

○川畑財政課長 農林水産業費国庫補助金のうち、水産基盤整備事業費、2つ目のポツでございまして、これが3,460万円でございます。

○中野委員 この水産基盤整備事業をどうかするわけでしょう。そうすると、減額するところもあれば、プラスするところもあって、この3つを全部足したり引いたりしたのが、総体の事業費になるわけですか。

○川畑財政課長 今回、その水産基盤関係の事業が、北浦とか土々呂とか、幾つかの箇所がありまして、その箇所別の事業費というものを、済みません、持ち合わせておりませんが、今回、漁港の関係で整備がございまして、10カ所程度でございます。10カ所程度のうち、その歳入に当たるものが、市町村からの負担が1,774万円、また県で起債を行うものがございまして、そのほかに国庫支出金として、合計で9,438万8,000円でございますが、その国庫支出金に当たるものは、国庫負担金のうち、先ほど減額とおっしゃいました、80万円と農林水産業費国庫補助金のうち、

2つ目のポツの、先ほど申し上げました、水産基盤整備事業費。また、そこから3つ下の漁港機能増進事業補助金、そして、その次の港整備交付金、この4つの合計が国庫支出金の額となっております。

○中野委員 せっかくだから、今言われた金額を教えて。

○川畑財政課長 それぞれの国庫補助金の額ということでございますと、漁港機能増進事業補助金の額が2,950万円、その下の港整備交付金につきましては、3,108万8,000円でございます。

○中野委員 はい、わかりました。

税務課にお尋ねします。この6ページの説明でちょっとわかりにくかったのでお尋ねしますが、この不動産取得税に特例措置が改正されたという説明がありましたが、この枠組みの説明の一番下に、3分の2に相当する価格から控除ということで、宮崎県条例にこれが加わるわけですか。

○棧税務課長 そうでございます。

○中野委員 そうすると、今までは地方税法には2分の1に相当する控除の条文があったけれど、県条例には規定がなかったということは、これに該当する案件というか、そういうものがなかったということですか。

○棧税務課長 本県の県税条例の構成としまして、地方税法に明確に規定があるものについては、そこを適用するというようにしておりますので、そういう案件がありましたら、地方税法どおり、2分の1に相当する額を価格から控除するというように運用をしておりました。

○中野委員 ということは、現実的には、運用した事例があったんですか。

○棧税務課長 今回の事例につきましては、福祉部局に確認したところ、今までこの事例はご

ざいませんでした。

○中野委員 今回は、県条例に3分の2を明文化したということは、こういう事例が今度は出てくることが想定されたから明文化したということになるわけですか。

○棧税務課長 今、福祉部局に確認をしているところによりますと、現段階で具体的な御相談等はないという状況のようでございます。

○中野委員 これまでそういう案件がなかったから規定せずに、今回もないのになぜ規定をするんですか。

○棧税務課長 一つは受け皿の整備促進をしていこうという目的のために、3分の2という規定を設けるということと、地方税法によりまして、これは29年4月からの地方税法の規定なのですが、1年間の経過措置ということになっておりまして、30年の3月までには何らかの形で明確に明文化する必要があるためでございます。

○中野委員 家庭的保育事業云々とずっと書いてありますが、こういう状況があったほうがいい社会になるということで理解できるんですか。今のところは該当するのがないようだけれども。

○棧税務課長 待機児童の解消というのは社会問題化をしているという状況の中で、何らかの支援措置が必要だと考えておりまして、その中で、こういう小規模な保育事業、家庭的保育事業ですとか、居宅訪問型保育事業ですとか、そういうものに対して、何らかの支援策を講じるというのは、委員おっしゃいますように、社会に向けての一つの方策ではないかと考えております。

○前屋敷委員 関連してですが、小規模の段階で子供さんを預かるということですが、所管は福祉のほうになるかと思うんですけれど。要

するに、そこに資格が必要だとか、そういうものはこちらではわからないんだろと思うんですけど、非常にその小規模の何人かしか預からないとかいった場合は、日ごろの子育ての経験を生かして子供さんを何人か預かるというようなものも、ここに該当するということになってしまうのでしょうか。

○**棧税務課長** 済みません。あくまでもこれは福祉部局で認定なり認証なりされたものが対象になりますので、この適用を受けようとするれば、おっしゃいますように、何らかの資格とか、条件が必要になるものだと考えております。

○**前屋敷委員** はい、わかりました。

○**二見委員長** ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** では次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**横山市町村課長** 損害賠償額を定めたことにつきまして御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の9ページをお開きください。

本事案は、県有車両による交通事故の損害賠償であります。

ことし6月、西臼杵支庁職員の運転する県有車両が特別養護老人ホームごかせ荘駐車場におきまして、無人で駐車中の相手方の車両に接触したものであります。

主な事故原因は、職員の安全確認不足によるものであり、過失は県側にあります。

損害賠償額は、物件損害といたしまして3万8,000円で、全額保険により支払われているところでございます。

なお、専決年月日は本年8月8日であります。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、再発防

止に向け、指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○**二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○**中野委員** 結局、過失は県にあるということは過失割合があったから、その割合の3万8,000円じゃなくて、過失が100%だったから全額を払うということなんですか。

○**横山市町村課長** 駐車中の車に職員の不注意により損傷を与えたということで、全額、100%、こちらの責任ということで、この保険金額が3万8,000円となっております。

○**中野委員** 停車中の車に追突したんですか。バック追突か何かですか、前進じゃなくて。

○**横山市町村課長** 駐車場から右側に切りながら前進で出ていくときに、相手方の車にちょっと寄り過ぎてしまって。相手方の左側の前方のバンパーに、県有車両の右側の後方をこすってしまいました。全く、側方不確認によるものがあります。

○**二見委員長** ほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** では次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○**吉村人事課長** 人事課でございます。

委員会資料の10ページをお願いいたします。

宮崎県庁における「働き方改革」の取り組みについて御説明をいたします。

県庁におけます働き方改革を推進するため、資料の2にありますように、知事部局の次長等で構成します推進会議を本年7月に設置しまして、検討を行っているところでございます。

検討につきましては、3に書いてあります4つの柱に沿って行っております。

従来から、県庁職員子育て・女性応援プランにおいて取り組んできました、(1)ワーク・ライフ・バランスの推進と(2)公務能率の向上・長時間労働の是正につきましては、これまでの取り組みを検証しながら、継続してまいりたいと思っております。

(3)非正規雇用者の処遇改善につきましては、これまで実施してきました臨時職員、非常勤職員の処遇改善に加えまして、地方公務員法が改正されまして平成32年度から新設されます会計年度任用職員の制度への対応も検討してまいります。

(4)高齢者の就業促進につきましては、雇用と年金の接続の観点から、従来からの再任用とともに、国において新たに議論されております公務員の定年延長の動向も踏まえながら、制度の検討を行うものであります。

ただいま述べました1から3につきましては、右側11ページにも記載しておりますので、後ほどごらんください。

10ページに戻っていただきまして、4の今後の新たな動きでございますが、2つございまして、(1)試行的取り組みの実施でございますが、これは、先ほど申し上げました、3の柱の(1)と(2)に関連するものでございます。

試行的取り組みのまず①でございますが、本庁舎内の会議室等を利用して、サテライトオフィスを設置しまして、出先機関の職員等が本庁に出張した際など、用務の前後の時間を活用しまして、業務に従事できるようにするものでございます。

②でございますが、タブレット端末や無線LANを整備しまして、会議や打ち合わせをペーパーレス化する環境を整えまして、会議等の開催や資料の準備に係る業務の効率化、コスト削減

を図るものであります。これらの取り組みは、10月を目途にして開始いたしまして、その効果や課題を検証しながら、本格実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)にありますように、働き方に関するアンケートにつきまして、知事部局職員を対象に、9月の下旬まで実施いたしまして、現在その回答内容について分析を行っているところでございます。

今後は、(3)にありますように、このアンケート結果、また別途実施しました職員との意見交換会での意見等を踏まえまして、推進会議の中で議論を重ねた上で、5のスケジュール案にありますように、年度末には取り組み事項を取りまとめまして、新年度から本格的に実施してまいりたいと考えております。

こうした取り組みによりまして、まずは県庁から率先して働き方改革を進めるとともに、町内の市町村あるいは民間団体とも意見交換、情報共有等を図りながら、県全体の働き方改革につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○横山市町村課長 常任委員会資料の12ページをごらんください。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

この議案につきましては、商工建設常任委員会に付託されておりますので、ここでは全体の概要について御報告させていただきます。

まず、1の改正の理由であります。

知事の権限に属する事務について、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要につきましては、表に

ありますとおり、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく事務について、各市町村に権限を移譲するものであり、施行期日は公布の日としております。

下の欄に参考といたしまして、平成18年度からの移譲事務数の推移と、13ページに市町村別の移譲事務数を記載しております。

市町村課からは以上であります。よろしくお願ひします。

○藪田危機管理局长 危機管理課から3点御報告をさせていただきます。

常任委員会資料の14ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、九州北部豪雨災害への対応についてでございます。

1の九州北部豪雨の概要でありますけれども、今回の豪雨は、梅雨前線の活動の活発化により、7月5日から6日にかけて、福岡県朝倉市や大分県日田市などで記録的な大雨となり、土砂災害や河川氾濫が多発したものでございます。

表に記載しておりますとおり、人的被害として、死者、行方不明者が福岡県で38名、大分県で3名、また、住宅被害も福岡県、大分県、熊本県の3県で全壊が289棟、半壊が1,083棟に上るなど、甚大な被害が発生したところでございます。

本県による支援状況についてでございますけれども、2の各機関による支援状況をごらんいただきたいと思ひます。

発災直後の支援といたしましては、(1)及び(2)に記載のとおり、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊を派遣いたしまして、住民の避難誘導、安否の確認、救出救助、行方不明者の捜索などを実施したところでございます。

現在の支援状況といたしましては、(3)の①

に、県職員の派遣を記載しております。9月から福岡県、大分県及び熊本県に県職員4名を派遣し、災害復旧業務に従事をしているところでございます。

なお、熊本県の派遣につきましては、熊本地震の復旧作業のために福岡県から熊本県に派遣されていた職員が福岡県に引き上げたことに伴ひまして、熊本県より追加の派遣依頼があったものでございます。

また、県内市町村による支援状況といたしましては、②の市町村職員の派遣に記載しておりますとおり、日向市及び串間市から、福岡県朝倉市に職員2名を派遣する予定となっております。

次に、3の見舞金の贈呈であります。

福岡県、大分県の両県に対しまして、弔慰、見舞いの意を表するため、県と県議会の連名で福岡県に50万円、大分県に30万円の災害見舞金を贈呈したところでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思ひます。

北朝鮮のミサイル発射への対応についてでございます。

まず1の、日本に対するミサイル発射情報を受信した場合の対応でございます。

この場合の情報の流れとしましては、(1)の図に示しておりますとおり、国からJ—ALERTによりまして、通信衛星等を通じまして、県、市町村及び報道機関等に直接情報が伝達されることとなります。

また、このうち本県がミサイル発射情報の対象地域に含まれている場合には、市町村の防災行政無線等や携帯電話会社などの緊急速報メールなどによりまして、直ちに県民に情報が伝達される仕組みとなっております。

なお、J—ALERTによる情報伝達は、迅速な情報伝達の観点から、飛来いたしますミサイルに注意が必要な地域に幅広く行うこととなっております。本県がその対象地域となるのは、基本としては、飛来方向が九州地域及び中国地域の方向となった場合となっております。

先週15日のミサイル発射に際しましては、本県は対象地域ではなかったために、住民への音声情報の伝達はございませんでした。

参考に記載しておりますけれども、先週15日については、ミサイル発射の3分後の午前7時にJ—ALERTによる発射情報を受信し、さらにその7分後に北海道上空を通過したとの情報を全ての実施市町村で受信をしております。

次に、(2)の本県が対象地域となった場合の対応についてでございます。

この場合は、国民保護計画に基づき、これから御説明する体制を構築することとしております。

まず、①の情報連絡本部体制につきましては、ミサイルが本県上空を通過または本県以外にミサイルが落下し、被害が発生した場合に、危機管理統括監を本部長とする情報連絡本部を設置し、関係機関との連絡・連携体制をとることとしております。

②の警戒本部体制につきましては、本県において、ミサイル落下により被害が発生した場合には、知事を本部長といたします警戒本部を設置し、関係機関等と連携しながら、救命・救助・避難等の防災活動を実施することとしております。

③の対策本部体制につきましては、国から対策本部を設置すべき県として本県が指定された場合に対策本部を設置し、武力攻撃災害への対処など、国民保護に関する措置を実施すること

となっております。

また、(3)の本県が対象地域とならなかった場合の対応につきましては、九州外においてミサイル落下により被害が発生した場合または領海内にミサイルが落下した場合に、情報連絡本部を設置することとしております。

なお、下に米印で記載しておりますけれども、先週のミサイル発射のように、本県が対象にならず、またミサイルが領海外に落下した場合には、危機管理課の職員による情報収集体制をとるということとしております。

次に、2の住民避難訓練でございます。

本年4月に内閣官房及び消防庁から、ミサイルに対する訓練を実施するよう要請があり、県から市町村に対しまして、訓練の実施を検討するよう依頼しておりましたけれども、今回、これを受けまして、新富町から訓練の希望がございまして、今年10月ごろを目途に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することとなったものでございます。

訓練の詳細につきましては、現在調整中でございますので、明らかになり次第、公表したいと考えております。

最後に、3の住民への周知・啓発であります。

県では、ミサイル発射情報の伝達があり、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合のとりべき避難行動につきまして、県庁のホームページに掲載するとともに、テレビやラジオ、新聞広告などのマスメディアを活用しまして周知を図っているところでございます。

今後とも、避難行動に関する県民の理解を深めるために、継続的に周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、別紙でお配りさせていただいております平成29年度台風18号による被害状況の資料を

ごらんいただきたいと思えます。

まず、1の気象警報の発表状況でございますが、大雨洪水警報につきましては、9月16日の土曜日の21時58分に宮崎市に大雨警報が発表され、翌17日の日曜日の午前11時25分までに全市町村で大雨警報が発表されました。

また、暴風雨につきましては、9月16日の18時30分に、宮崎市など3市に暴風警報が発表され、21時20分には全ての市町村に発表されたところでございます。

県の南部が暴風圏に入ったのが17日の午前7時ごろで、県全域が暴風圏外に出たのが19時ごろとなっております。また、本県に出されておりました気象警報は、17日の21時35分までに全て解除されたところでございます。

次に、2の主な被害状況でございます。

表に被害数を、その下に具体的なその被害の内容を記載しておりますが、人的被害といたしましては、延岡市で女性がはしごからおりた際に転倒し、左肩を脱臼骨折した事案、それから日向市で男性が突風により割れました窓ガラスで両足を負傷した事案が発生したところでございます。

また、住家被害では、宮崎市、延岡市、日向市、国富町におきまして、突風等により家の瓦が飛ぶなど一部損壊する事案や、宮崎市、延岡市、国富町では、大雨により床上・床下浸水が発生いたしました。

また、椎葉村や高千穂町におきましても、崩土による土砂流入等により、半壊、一部損壊の被害が発生しております。

なお、先ほど申し上げました、宮崎市、延岡市、日向市及び国富町の突風につきましては、18日と19日に宮崎气象台が現地調査を実施しております。その結果、国富町以外のところにつき

ましては、竜巻の可能性が高いと、国富町につきましては、突風をもたらした現象は複数あったということで、その竜巻の特定までには至らなかったと聞いております。

次に、3の県の警戒体制でございますけれども、台風18号に影響を受けました秋雨前線の活発化に伴いまして、16日の午前3時15分に宮崎市に大雨警報が発表されたことから、その時点で情報連絡本部を立ち上げたところでございます。

その後、大雨警報等は一時解除されましたけれども、体制を維持し、台風接近に備えまして、同日の18時には、知事をトップといたします災害対策本部を設置いたしまして、市町村や関係機関と連携しながら、情報収集や災害対応に当たったところでございます。

次に、4の避難勧告等の発令状況でございます。

宮崎市や延岡市など4市町で避難指示が発令され、9市町では避難勧告が発令されたところでございます。

最後に、5の避難状況でございますけれども、自主避難を含めまして全市町村で避難があり、ピーク時には、これは17日の12時の時点になりますけれども、1,328世帯、1,936名の方が避難をされたところでございます。

なお、18日の午前8時ごろには、県内の避難所は全て閉鎖をされております。

私からは以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 説明の新しいほうから。宮崎で竜巻の可能性が高いということで、生目、小松から、跡江あたりのを指しているんですか。

○**藪田危機管理局長** 宮崎市におきましては、小松から跡江、それから*生目のほうにかけて突風がありましたけれども、それが竜巻の可能性が高いと聞いております。

○**中野委員** どこかが2時か3時ごろに発生したんでしょう。一般的には竜巻だったと言っているのに、竜巻の可能性が高いということで、まだ、ここでも突風ということでの説明でしたが、それでいつ竜巻だと確定というか、それがされるんですか。これは气象台の話になるわけだけれども、いつも何かあやふやですが。

○**藪田危機管理局長** 申しわけございませんが、宮崎气象台で調査結果について、さらにその詳細な検討を行って、断定的な結論みたいなものが出るかどうかについては、承知をしておりません。

○**中野委員** それなら、断定されるかしないかわからんわけですね。一般的には、火災保険とか、建物保険には、支払いには影響はないんだと思うけれども、竜巻と突風、その違いですね。みんな、竜巻と言いますよ。私もすぐ情報を聞いたもんだから行ってみたんですよ。見るからに竜巻だ、竜巻ってこんなものかなと思って見ましたけれども。

それから、この県南が暴風圏に入ったのは17日の7時ごろでしょう。今回の場合は当初東からの風でしたよね。それで、中心が過ぎたら西風になるというのが常識だと思ったけれど、停電も何もなかったもんだから、ずっとテレビを見ておったんですが、まだ鹿児島とどこか霧島市の間ぐらいに台風がまだあると言っているのに、もう既にえびのあたりは西風になっていたんですよ。これ、台風の中心の、目の捉え方がおかしいのかどうか分かりませんが、なぜかなと思って、あなたに聞いたってしょうがない

けれど、今ちょっと思い出したもんだから。何かそういう情報はありますか。

○**藪田危機管理局長** 低気圧の場合は、当然、中心に向かって風が吹き込んでまいりますので、進路に伴ってその位置関係で風の方向というのはその場所で変わっていくものかなというふうには、一般的には考えております。

それから、済みません。先ほど私、宮崎市の突風の件で生目と申し上げましたけれども、小松、跡江、それから瓜生野地区において气象台が調査されております。

○**緒嶋委員** この被害の場合は、農作物とか、そういうものの被害はこういうのにはあげられんわけですか。被害の状況。

○**藪田危機管理局長** 私どもで今回取りまとめて御報告させていただきましたのは、応急的な対応のところの状況ということで、今後、各関連部局で農作物の被害については、農政水産部で取りまとめて公表されるものと思っております。

○**緒嶋委員** それは、後ほどというか、何日になるかわからんけれど、それはまた別な状況報告はあるということですね。

○**藪田危機管理局長** 御指摘のとおり、前回の台風等についても、後日、ちょっとどのくらいたっていたかどうか、今定かではありませんけれども、県土整備部、それから農政水産部から、それぞれ被害報告が出ております。

○**二見委員長** 済みません。5分前ですけど、委員の皆様にお諮りしますが、本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** 関連で、私、1件確認したいこ

※ページ右段に訂正発言あり

とがあるんですけれども、この警報が発令されたのと、この県の警戒体制の関係についてお伺いしたいんですけれども。これはまず、この県情報連絡本部というのは、どういった方々が集まられて組織されているんでしょうか。また、それは、設置となっていますけれど、その設置の前に、じゃあ、誰が連絡をとって、その本部を立ち上げるのか、その前からずっと待機されているのか、そこ辺はどのようになっているんですか。

○藪田危機管理局长 情報連絡本部につきましては、まず構成ですけれども、危機管理課の職員の、これは幾つかの班体制を組んでおまして、その一部の職員、それから大雨洪水対策関係課、県土整備部あたりの緊急要員、それから警報が発表された管内の地方支部の事務局の職員が参集の範囲となってまいります。

まず、情報連絡本部を立ち上げるタイミングとしましては、今回もそうですけれども、宮崎市を対象に大雨警報が発表されましたので、その警報が発表されたタイミングで情報連絡本部を立ち上げるということにしております。

今回の場合は、台風災害ということで事前にその進路とか、そういった予報がある程度わかりますので、それを見ながら、情報連絡本部体制を設置するとともに、災害対策本部の立ち上げのタイミングというのを検討して対応したところでございます。

○二見委員長 県ではなかったんですけれど、別のところの行政が、連絡が来てから庁舎に行くと。その連絡が来るのがメールで。メールで来て、来なさいというようなことだったらいいんですけれども、県がどういうふうにされているのかわかりませんが、夜中の3時にメールが鳴りました。今から災害対策の設置するので来

てくださいとかなれば、基本的に寝ている時間ですよね。でも、もし、メールが来るかもしれないとなればもう寝ることができないわけですよ。そういったときに、そのメールが来た瞬間にここに来ないといけないのか、それともあらかじめ待機して、庁舎に来ているのかとか、そこ辺の体制というのはどうなっているのかなど疑問を持ったものですから、県はそういうところをどう対応されていらっしゃるんですか。

○藪田危機管理局长 今回の台風の場合ですと、ある程度この予想ができるということを申し上げましたけれども、県の場合については、災害管理室というのを設けておまして、そこに常時2名の職員が時間外や、閉庁日においても待機をしております。

ですから、そういう場合で、仮に、こういう警報が発令された場合については、その災害管理室から、それぞれ関係する危機管理課の職員あるいは、こういった事象の場合は、こういうところに連絡しなさいということを事前にマニュアル等で定めておりますので、それに基づいて関係職員にそこから連絡をします。ですから、そこについては、もう24時間体制で対応するという形になっております。

○二見委員長 その24時間体制のあり方ですよね。さっき言ったように、メール1個来たときに、これで来いと言われても気づかない可能性もありますよね。携帯電話があれば、365日24時間どこにいても連絡がとれるという便利さはあるけれども、常時待機しておきなさいとか、そういう気持ちでいるということが、やっぱりすごいストレスにもなる可能性もあると思うので。どういった方々に連絡して、いつ庁舎に来るとなっているのかは、今の話ではわからなかったんですけれども。それはここに滞在されている

方だけで対応されるものなのか、それともほかの誰かを呼んで、本部を設置するという事で新たに呼ぶのかとか、そこら辺の整理というのはまたちょっと、私もいろいろと勉強してみたいと思うので、また後日、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかに関連は。

○蓬原委員 いいですか。時間もあれだけけど、延ばしたわけ、時間は。

○二見委員長 はい。延ばしました。

○蓬原委員 延ばしたね。この、約20分で2,200キロを走っているわけですね。だから、1分で110キロ、時速にすると6,600キロぐらいのスピードで飛んでいるわけですけど、飛行機が500とか600とか800なので、かなり速いスピードだなと思うんですが、テレビとかラジオで、例えば、構造物の下に隠れなさいとか、ああいう放送とかするじゃないですか。これは現実上、無理ですよ。飛んだときにはもう10分もたたないうちに通過しているわけだから、今のメールの話もあるけれども。

ここんところは、危機管理上どう認識されているのかなと思って、私はずっと疑問を感じていたんですよ。かたい、堅牢な建築物の中に隠れなさいと言っても、そのときはもう既に上に来ているわけで、非常に非現実的な、何かが落下して、その放射能とかが分散するから隠れなさいというのは意味がわかるけれども。もう20分たったときは2,200キロ、時速6,600を出しておるわけだから、あの放送はどうなんだろうと思うんだけど。非常に非現実的な話だなと思うんだけど、国がやっていらっしゃるんですか。

○藪田危機管理局長 情報伝達については、国から全国、同じような形で統一的にやられてお

りますけれども、ミサイル発射の情報がありましたから、委員の御指摘どおり、実際に避難できる時間というのはもう数分単位だと思います。その範囲内でできるだけ周囲の建物の中に、できれば丈夫な建物の中に逃げると。そのほうが、屋外にいるよりは安全だということで、そういう避難の方法について訓練等々しながら、理解していただき、万が一のときには実践していただくということで啓発をしているところでございます。

○蓬原委員 だから、もしも落ちた場合ですよ、たまたまそこでメールを見ていて、その近くにいた人はほんのわずか、助かる可能性はあるかもしれないけれど、非常に非現実的な話だなと。

例えば、この前も議論があったけれども、シェルターの話があるじゃないですか。これは、遠いところに来ることに対してのシェルターであれば、そのシェルターに隠れる時間も確保できるわけだけれど、例えば、北朝鮮と日本というのを考えたときには、本当に水爆、核爆弾を積んで、ICBMで核を積んで、もし飛ばすということを考えたときには、非常にシェルターというのは非現実的な話になるんですよ。そう思いませんか。だから、この議論をどうやって進めればいいのかと思って考えているんだけど。

だから、J-ALERTで、あるいはラジオで、テレビで堅牢な建物の中に隠れなさいと、このことが非常に何か現実にとぐわないうか、何かそんな気がするんで。それでは、言うことが無駄かという、そうではないんでしょうけれども、何人かの人はそれで助かる人がいるんだろうから。その認識を、もうちょっと国ともしっかり議論して、もしシェルターをつくる議論をしていくのであれば、何かやってい

かないとどうかなと思っているんで。感想があれば。

○田中危機管理統括監 委員おっしゃるとおり、このミサイルにどう対応するか、非常に難しい問題で、国もなかなか明確な答えがないところでございます。

このミサイルにつきましても、弾頭が例えば核の場合ですと、もうこれはなかなかとれる対応というのは難しいのかなと。通常の弾頭であれば、爆風ですとか、破片、これから身を守るというのが、まずはとるべき行動かなと思っています。

そういった観点から、できるだけ屋内へということ言っているわけですが、そういった建物が近くにない場合は、物陰に身を伏せるとかいうことしか実際はできないのかなと思っています。

ただ、実際にイスラエルとか、パレスチナとか、ミサイルが飛んでいる地域でも、そういった対処をされているようですので、あながち、全く無駄かということ、そうでもないのかなという気はいたします。ただ、これについてはなかなか我々も対応に苦慮してまして、また今後、国ともいろいろとまた議論させていただきたいと思っています。

○蓬原委員 だから、発射されて、J—ALERTを受信するまで3分かかっているわけですよ。実際は、このとき、もう330キロ飛んでいるわけですね。それから、また自分たちがそのメールを見たりするまでの時間のロスを考えると、恐らくもう着地してしまっているんですね。だから、ここで議論しても仕方ないことなんです。でも、こういうことがあるよねということをお互い認識しながら、やっぱりこれからのシェルターだとか、壁に隠れることをいかに迅

速にやるかとかをしていかないと、なかなか防ぐのは難しいなと思っています。

○中野委員 今、蓬原委員が言われたとおり、間に合わないと思うんですよね。だから、きのうはシェルターをつくってくれと、それも宮崎モデルでいいからやってくれというお願いをしたんですよ。非常にそれは矛盾がありますから。

それで、この北朝鮮のミサイル発射は弾道弾を指しているわけですか。北朝鮮のミサイルはミサイルだろうけれど、弾道ミサイルのことでしょう。

○藪田危機管理局長 はい。そのとおりでございます。

○中野委員 いわゆる弾道ミサイルというのは、核兵器を運搬する道具ですから、前提は核ですよ。だから、核実験と発射実験を繰り返して、小型化して搭載する技術を高めて、距離にすれば、アメリカまで何とかと載っていたけれど、だから、核が落ちてくるというのが前提だから、さっき言ったような核シェルターというのを本当に考えにやいかんと思うんですよね。

それで、住民訓練。これは今月中に新富町ということで、質問でも全県下にと言いましたが、手を挙げているのをきのう聞き忘れたんです。手を挙げた、やってくれというのは市町村から今のところは来るようになっていましたよね。ほかにあるんですか。

○藪田危機管理局長 訓練は10月ごろを目途に考えております。現時点において、新富町以外で手が挙げている市町村はございません。

○中野委員 そうした場合に、きのうも言ったけれど、全市町村に計画的にぜひやってほしいと思うんですよね。手挙げ主義ばかりじゃだめだと思うんですよ。ぜひその辺を前向きに、きのうも言いましたが、検討してほしいと思

ます。やっぱり危機意識を持たせにやいかんですからね。

それと、訓練したかせんかですよ。きのうも言った、北海道方面に8月29日に飛んで、この前15日に飛んで、中2週間なのに、どこかの町は、J—A L E R Tがなくて、無線放送がなかったでしょう。この前もだめだと、修理をしていたのに、また作動しなかったんでしょう。新聞に載っていましたよ。

だから、その辺のことがあるから、県下で、26市町村の中で、本当にスムーズに行くか、それは計画的にやらんと、本当に本当に落ちてきた場合が、大変だと思いますがね。だから、訓練をぜひ全県下をお願いしたいと思うんですよ。

○**藪田危機管理局長** 委員の御意見のとおり、県としまして、新富町だけにとどまらず、全市町村でぜひ実施していただけるように、市町村に対して働きかけをしていきたいと考えております。

○**二見委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** それでは、最後に、その他で何かありませんか。

暫時休憩します。

午後4時9分休憩

午後4時10分再開

○**二見委員長** 委員会を再開いたします。

では、あす10時再開ということで、本日は終わりたいと思います。

午後4時10分散会

平成29年 9 月 22 日 (金曜日)

午前10時0分開会

出席委員 (7人)

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 二 見 康 之 |
| 副 委 員 長 | 岩 切 達 哉 |
| 委 員 | 緒 嶋 雅 晃 |
| 委 員 | 蓬 原 正 三 |
| 委 員 | 中 野 一 則 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 前屋敷 恵 美 |

欠席委員 (1人)

| | |
|-----|---------|
| 委 員 | 河 野 哲 也 |
|-----|---------|

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

| | |
|-------------------------|---------|
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危機管理統括監 | 田 中 保 通 |
| 総 務 部 次 長 (総務・職員担当) | 渡 邊 浩 司 |
| 総 務 部 次 長 (財務・市町村担当) | 武 田 宗 仁 |
| 危機管理局長 兼危機管理課長 | 藪 田 亨 |
| 総 務 課 長 | 丸 田 勉 |
| 防災拠点庁舎整備室長 | 宮 里 雄 一 |
| 部参事兼人事課長 | 吉 村 久 人 |
| 行政経営課長 | 日 高 幹 夫 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 税 務 課 長 | 棧 亮 介 |
| 市 町 村 課 長 | 横 山 幸 子 |
| 総務事務センター課長 | 大田原 節 郎 |
| 消 防 保 安 課 長 | 福 栄 芳 政 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 議 事 課 主 査 | 原 田 一 徳 |
| 総 務 課 主 任 主 事 | 日 高 真 吾 |

○二見委員長 委員会を再開いたします。

最後に、その他で何かありませんか。

○前屋敷委員 その前に、きのう御説明いただいたところで、もうちょっと詳しく説明いただきたいところがあって。

委員会資料の6ページの議案第3号です。企業立地法における地方税の課税免除措置に係る規定が改正されたということで、関係条項の改正だという御説明だったんですけど、どう課税免除措置に係る規定が改正されて県条例が変わるのか、その変わったことによって、これまでとこれからはどう中身が変わってくるのか、影響などについて御説明いただきたいと思えます。

○棧税務課長 今回の議案第3号につきましては、あくまでも文言の修正でございますが、企業立地法が新たな法律に変わりますが、今回の議案については実質的な中身がございませんので影響はございません。

○前屋敷委員 単純に文言だけが変わることなんですね。わかりました。

○二見委員長 ほかにはございませんか。

○中野委員 10ページ、その他、県庁における働き方改革の取り組みについての中で、4の(1)の②で、ペーパーレス化に向けた環境整備ということで、タブレット端末等を整備したり、LANの無線化を実施すれば、ペーパーレス化になるということで、いわゆる紙類が要らなくなるんですが、ペーパーレス化になれば、どういうことが合理化になるんですか。

○吉村人事課長 ペーパーレス化でございます

けれども、例えば、県庁内で会議をするという場合に、その会議の資料とかいったものが大なり小なりあるわけなんですけれども、資料の準備をするに当たっての印刷、コピーですとか、その持ち運びといったことが不要になりますので、資料が一部訂正になったりとか、直前での追加等があっても、その準備なりの作業という職員の仕事自体が削減できるということで、作業効率が上がるということが考えられます。

それとまた、印刷、紙あるいはまたその破棄、そういったものにかかりますコスト、そういったものが大きく削減できるのではないかなと思っております。

それと、会議を含めて大きく進めていきますならば、テレワークがやりやすくなりましたりですとか、あと、文書としての保管する場所のスペースの省力化、そういったものにつながっていくのではないかと考えているところでございます。

○中野委員 紙代が要らなくなるということはわかりますが、作業の効率化が図られるとか、テレワーク、文書の保管にいろいろと時間や制約があるというんですか、そうした場合に、その仕事が発生しておった分がかなり軽減されますよね。ということは人も要らなくなるわけですが、人間的な削減というのはどんなことになりますか。

○日高行政経営課長 実際にやってみてどの程度の削減が図れるかと、その状況で判断することになりますけれども、例えば、これで0.1人分とか、0.2人分とか、そういうぐらいの省力化ということが図られたときに、人間1人は分割できませんので、丸々1人を削減するとはならないと思っております。

むしろ、その省力化になった時間をどのよう

に生かすかということが大事になってくるのではないかと考えております。

○中野委員 このペーパーレス化に向けた環境整備というのは、県庁全体の話ですか、総務部だけがこうするという意味じゃないですよ。

○吉村人事課長 今回、この働き方改革としまして推進会議を設けておりますのは、現在のところ、知事部局ということで知事部局全体でやっていこうと思っております。

今後、他の任命権者あるいはそれが全庁的に行った上で、市町村なり、民間企業等にも働きかけなりを行っていきたいと考えています。

○中野委員 知事部局の総員は何名いらっしゃいますか。

○日高行政経営課長 教育委員会とか県警とか除きまして、知事部局のほかに議会事務局ですとか、人事委員会事務局ですとか、そういった小規模の外郭を含んで3,801人となっております。

○中野委員 議会事務局も入れてですか。

○日高行政経営課長 入った数字で3,801人ということですよ。

○中野委員 知事部局では幾らか聞いてます。

○日高行政経営課長 29年4月1日現在で、知事部局だけで3,722人です。

○中野委員 先ほど0.何人分って言われておりましたが、知事部局だけでまずスタートされて、3,722人いる中で、それが総体で幾らかは削減できないもんですか。

○日高行政経営課長 全体まで広がる中でどの程度の削減が図れるか、そこは状況をしっかり把握しながら、いわゆる少人数化できるところについてはしっかりと考えていきたいと思っております。

○中野委員 この働き方改革の中の目的が、「職

員が健全な心を保持し」だから、ある程度の仕事の量は、1人当たりの荷重を減らすとか、そういうことは考慮していかないかと思うんです。

要は、ここにも書いてあるとおり、県民にいかにかサービスするかということを、それは忘れてはならないと思うんですが、やはりこういうことをするときには、職員の削減ということも考えるべきだと思うんです。

それができないようであれば、もとのままで何も問題ないわけですから。いつも、こういう取り組みのときには、そこに頭が、目がいていないんです。県は、安藤さんのときに始めたのが財政改革でしたよ。今、4期目だけれど、2期目のときから行財政改革を進めてきているんです。昔は県庁の知事部局、議会等も含めてだったと思うんですが約4,100人おりましたよね。学校の先生とか、いろいろなのを入れたら1万8,000人ぐらいですけれども、おったんです。

それが、知事部局だけで3,722人ということで、確かにかなり努力をされてきていると思うんです。

ところが、こういう削減計画とかいろいろなものをするときには、こういうことでできると思うんだけど、その分だけいろいろな改革するわけですから。

そのときには、いつも言われるのは、新しい行政の需要があるときは、そうでないという言い方で必ずただし書きが書いてあります。

どんな新しい行政需要がという場合は、通常するときでもできる業務があるのに、そういうただし書きを運用する形で、余り削減しないという方向になりますから、今後も非常に厳しい財政ですから、そのあたりのことも考えて、そういうことも考慮しながら、かつ、この働き方改

革の、いわゆる職員が心身ともに健全な状態で仕事もしないといけませんから、それは仕事量の削減のことも含めたり、時間的な制約の改革をしたり、いろいろしないといかん。

やっぱりそういうことで、いろんな総体で人を減らすことができないということは、考えられないと思うんです。住民サービスを落とさないことも大事ですから、それを守らないけれども、こういうペーパーレス化に向けた環境整備で、こういうことができるポツ2つで書いてある。私はこれを見たら職員がかなり削減されるなという思いがしますよ。

やはりこういう全体でするときには、具体的なものを行財政改革の中に、ぜひ考慮して、今、やっている中のそれを変更してでもやってほしいと思うんです。新しくこういうのに取り組むわけですから。

○桑山総務部長 今回の御質問、まず、ペーパーレス化のお話から始まっておるわけですが、ペーパーレス化に限って申し上げれば、さまざまな仕事を職員が持っている中で、それを内部で協議するなり、上に上げるなりするときにコピーをしたりとか、そういう業務に付随しておる部分の業務量が削減できないかということになりますので、現在、恒常的に職員が、月、十数時間、残業をしているという実態がございますので、まずはこういった具体的な取り組みに関しては、そういった時間外の縮減とか、そういう面で効果が上がるのではないかと期待しているところでございます。

それから、職員のそもそもの配置の問題でありますけれども、これにつきましては、例えば、予算要求の段階、要求を各部にお願いするときにも、やはり効果の低い仕事は見直しましょうと、そういうことを言っております。

これは、今回の柱のうちの(1)のワークライフバランスでありますとか、あるいは公務効率の向上あたりにつながると思うんですが、やはりもっと大きな視点で、現在やっている業務のうち効率の悪い仕事、あるいはもう必要ないのではないかと、そういう仕事そのものを見直すことによって、私どもの仕事の業務量を減らして、そして新しい需要にも対応できるようにする、そうしたことで職員をふやさず、あるいは職員を削減する方向で見直す、そういったことにつながっていくのではないかと考えております。

○中野委員 こういう改革をするときには、いつもそこも視点に置いてぜひしてほしいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○緒嶋委員 市町村に事務移譲、これもそういう県職員の事務量との絡みも出てくると思うんですけれど、これは宮崎市とほかの市町村では移譲した数が相当違うわけです。

それで、これは市町村の希望によっても、やむを得るところもあるかもしれないけれど、移譲がうまくいかない。だけれど、県の事務からいけば、市町村でやってほしいものは市町村に移譲するというような努力を今後も進められるということですが、13ページ、宮崎市は734移譲しておるけれども、ほかのところは200台とかというのがあるわけで、この辺のばらつきは、これはやむを得んわけですか。

○横山市町村課長 宮崎市が突出して多いことに関しましては、中核市であるということで保健所を設置しております。この保健所の業務をやる中で、県の業務ではありますけれども、保健所で一緒にやったほうが効率的であるとか、住民にとって非常にサービス向上になるというものについては、宮崎市が率先して移譲を受け

てくださっているということもありまして、非常に多いという状況がございます。この水準までほかの市町村を上げるというのは、なかなか難しいとは思いますが、今後とも県の各課と、それから、市町村の担当課との話し合いも進めていただきながら、今、ほかの多くの市町村で移譲を受けているけれども、まだ受けていない事務があれば、そういうものを働きかけをしていただくとか、そういったことをこれからも進めていきたいと考えております。

○緒嶋委員 基本的には市町村の住民が、県が権限を持っておるのがいいのか、市町村に移譲したほうがいいのかというような考え方もあると思うんです。

そのあたりで、これは市町村でやったほうが住民のためにも連絡もやりやすいし、いいんじゃないですか。逆にいえば、県からそういう指導というか、要請をするということも必要じゃないかなという気もせんでもないです。

宮崎市はわかりましたけれど、都城や延岡に比べれば、ほかのところはもうその半分ぐらいのところもあるということであれば。その全ての移譲の内容は私はわかりませんが、できるだけそういうふうに住民と行政が身近で、それこそワンストップでサービスができるようにするのが、住民の利便性というか、そういう意味でもいいんじゃないかなという気がするわけですから。

○横山市町村課長 今後とも住民のサービスの向上が図られるようにという観点から、市町村とも話し合いをして、移譲を進めてまいりたいと思います。

○中野委員 この市町村への移譲ですけれども、まずこの13ページの表、これを、この序列じゃなくて、移譲された事務数の多いところから順

番に並べかえた表でもらいたいと思うんです。

こういうのがあるということは、移譲したほうが住民サービス、いわゆる基礎的自治体が窓口になったほうが住民サービスが図られるということで、こういう制度というか、移譲ということの内容があるわけでしょう。

だから、多いほうがいいというのが前提になると思うんです。それは市という立場と町村という立場で、福祉業務なんかもいろいろありますので、できないこともありますから、一概にとは思わないけれども、そういう中においてもやっていただきたいと思う。

例えば、宮崎市が多いけれど、ひところは都城市が多かったですよ、正直言って長峯さんが市長になったとき、彼がかなり取り組んで、都城市がぐっと多かったです。最近は都城市は余り伸びませんから、ということは、やっぱりどう取り組むかという市町村の首長の姿勢だと思うんです。

小林とえびのなんかは、ちょっと今は差が出てるけれど昔はいつも同じ数字でした。これとこれは県から移譲しましょうということを西諸で話し合ったんですよ。今、ちょっとでこぼこが出ましたが、これは町村合併が進んだおかげで、野尻、須木との関係もあってこうなったんだと、これは推測で間違っているかもしれませんが。小林市、えびのは、ずっと関心があったから見ておれば、ひところはいつも同じ数字でした。

そして、都城が長峯さんになったときかなり伸びました。県が窓口でないとだめだというものでもできるんだということで、それを市で取り組んで直接住民へのサービスを強化していったと、いわゆるサービスが図られたとい

うことだったと思うんです。

そういう意味からすると、市町村にもわかるように、自分のところは一番最後になっていると思われるような表に、ぜひつくりかえてほしいんです。

そうすると、小林はえびのに今8ポイント負けていると、いつも西諸の中核だと言っている小林がえびのに負けてたまるかと、そういう意気込みになってふえていくと思うんです。何が取り組まれていないんだろうかと。そういう表にしたら。これ、移譲したいわけでしょう、できるものは移譲したい。

そしてまた、先ほども市町村ができる仕事と県ができる仕事、県も全部市町村へ移譲できるのに、1つの市が、町がずっと県の移譲を受けずにおって移譲されない状態であれば、やっぱりその担当が県に必要だということでしょう。1つの仕事が全部要らなくなれば、さっきのあれじゃないけれど、県にこの職員は要らなくなるんですよ。

やはりそういうことも含めて、職員をいかにして削減できるかという努力も市町村にもお願いしながらやってほしいなと思うんです。

表を並べてやったら、ぴんとくる市町村があるかどうかわかりませんが、いつもこういうのを2カ月に1回の広報で流しておけば、住民が、県民が見ますからね。

うちの市はこれはこうだとか、我々はサービスが施されていないと、やっぱり県に行かなきゃいかん、出先に行かないかんということになりますから、県の出先はえびのには振興局、土木事務所含めて何もありませんから、やっぱり小林まで行かないかんとです。

私はそういう意味で、表を県民に見せて、周知をする機会もどんどんつくっていただいて、

この表をつくってほしいと思います。

○横山市町村課長 権限移譲をするに關しましては、やはり市町村の人員体制ですとか、それから、先ほど言われましたように出先の機関が近くにあるかどうかとか、保健所が近くにあるから当市では受けなくてもいいんじゃないかとか、そういった市町村による事情というのもそれぞれあると考えております。

ですので、隣の市町村との比較というのは、なかなか難しいと思うんですけれども、それぞれの市町村が住民サービスを向上させるという観点から、移譲を受けてくださるものについてははしていただけるように、これからも働きかけをしてまいりたいと考えております。

○中野委員 そういう表につくりかえてほしいと。例えば、椎葉村なんか、県庁から行く場合に時間的には一番遠いでしょう。多いということは、みんなが宮崎やら出先に行くのに時間がかかるから、できるものは早く移譲を受けておきたいということが働いた数字だと思うんです。

国富、綾は宮崎に近いから余り移す必要はないと。もうほとんどが宮崎で働いているじゃないか、その時間で利用できるじゃないかということ等があって、こうなっているという推測もできるわけですから。それは受け皿の人的な問題やらいろいろあると思うんですが、そういう中で移譲を受けているところ、受けてないところの差がやっぱり出ているわけだから、それを多いところから順番に、ただ表をつくりかえてほしいと。私が言ったことは当たらんかもしれませんが、私の単なる思いかもしれませんが、してもらって、それをいろんな形で県民にやってほしいと思います。

○横山市町村課長 表のつくり方については、また、今後検討していきたいと思っております。

○桑山総務部長 ただいまの点ですけれども、私どもも緒嶋委員がおっしゃいましたように、やはりこういったものが住民サービスの向上に資するんだという点を、首長さん、いわゆる市町村の意欲によるのではないかという中野委員のお話もありましたけれども、そういった住民の利便性の向上に資するんだという点を、もっともっと各市町村に私どもが訴えて主張していく必要があると思っておりますので、そういう点に留意しながら移譲に努めてまいりたいと思います。

○中野委員 一旦移譲を受けたのに、やっぱりこれじゃかえって住民サービス等がいろいろだめだったので、お返ししたという事例があるんですか。

○横山市町村課長 今のところ、そういった事例は聞いておりませんが、法令移譲といたしまして、国から、法令が変わりまして、もうこの事務は県の事務ではなくて市町村の事務ですよということで、この移譲件数からは減っているのはありますけれども、県にまた戻ってきたというようなものはありません。

○中野委員 法律上のことは仕方ないですからね、そうでないものがそういう事例がないということは、移譲して住民サービスがやはりよかったということだろうから、わざわざ県には返さなかったということだと思います。それは、私のまた勘ぐりも含めた考え方です。

○緒嶋委員 これは決算のときでもよかったんだと思うけれど、今後、国体あるいは防災拠点庁舎とか、南海トラフの津波対策とかいろいろ、ここ10年ぐらいの間に、やはり宮崎県の財政支出が確実に想定される案件というのが相当多いわけですね。

その財政見通しというか、その見込みという

のは、やっぱりある程度、県の財政運営の中で明確に立てておくと、私はその将来計画はないと思ってるんです。

今の段階ではどういう状況になっておるのか、お伺いします。

○川畑財政課長 国体についても、県のおおまかな3施設については方針を今回お示しをしたということもありますので、候補地がおおむね定まってくると同時に、費用についても今後精査がされていくことになると思います。

今後10年間、防災拠点庁舎に、国体ということ、施設整備が相次ぐことになります。

その費用とその財源をどう工面するかということですが、市の土地に県の施設をとことななので、国の交付金がどこまで使えるのか、使える方策はあるのかということ。また、一般財源ではなかなか一度に出せませんので、県債起債をして対応していくことになります。

起債をすると、いつかは財政負担は圧縮できますが、それを二、三十年かけて返していくことになります。

それで、今後の財政見通しですが、昨年度、総務政策常任委員会の中で見通しについて触れられたこともありますし、どういう形を出していくことができるのか、また、それがいつのタイミングでできるのか、これは今後検討してまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひ、やっぱりそういう見通しの中で財政運営を推進していかないかんし、PFIにするのかどうかとか、手法の問題も含めて負担の型というのは変わると思うし、言われた起債、また、基金がどこまで対応できるかによっても変わるわけで。そういうことを含めて、宮崎県の財政というのは、そういうものをもって大丈夫ですとか、将来見通しがあるとい

うものがあることによって、県民からもそういう施設をつくることに対する理解も出てくると思うから。その基本計画的なある程度のものが出てこんど、なかなかその計画も立てられんと思うけれど、そういう見通しが明確に出てきたときには、早目に示すべきだと思いますので、これは要望にしておきますけれど、よろしくお願ひします。

○前屋敷委員 働き方改革の問題ですけど、10ページから11ページなんですけれど、ここの11ページの3の柱の中の2の公務能率の向上、長時間労働の是正、ここが大変大事だと思っています。

今、1週間に1回、水曜日は早く帰ろうという知事のメッセージも流れているということもあり、だんだん早く退庁するという傾向に、今、庁内全体がなっているんじゃないかなという感じがするんです。

やはり、長い時間働けばいいというもんじゃないし、それがひいては健康の問題であったり、家族の問題に波及し、仕事の能率も落ちることになったりしますので、そういった面では、長時間労働の是正というのはやっぱり喫緊の課題だと、とりわけ思っているところです。

そのためには、仕事量が減らなければ長時間労働がなくなるわけではないわけで、仕事量が減らないで仕事をするということになれば、人員はふやさないと、これは問題解決しないということにもなってくるんで、その辺の兼ね合いが大変難しいかと思うんですけど。職員の皆さん一人一人が健康な体で、やはり健全な形で、県民の公僕としての役割をどうサービスを高めるかという点も含めて、そういう形で仕事をしていただくというのが大事なことなものですから、仕事の能率化の問題も、ペーパーレス化もその1

つだと思っています。

ペーパーの管理をするというのはなかなか大変な作業で、私にとっても非常にこれは問題で、もう書類がたまり続けるみたいなところもあったりして、そういった意味では1つの試行をしていく上では大事な事かなと思っているところですので。長時間労働の是正の中で職員の皆さんが働いていく、それがひいては県民にも及んでくると思ってますので、ぜひこの点は働く皆さんも一緒になって考えていくということで、職員一人一人の意識の問題だということも上げられていますけれど、両面合わせてここは取り組んでいただきたいなと思うところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉村人事課長 御意見いただきましたとおり、職員が持っている能力を健康な体のもとに十分発揮していただいて公務をやっていただく、そして、効率よくやっていただくことによって御本人のライフといいましようか、生活面も充実していくことで、またさらにワーク、仕事に能力を使っていただくというような、おっしゃっていただきました(2)の部分と、また(1)の部分とか、その辺は関連するところがございますので。今現在やっております幹部の意識改革も含め、職員個々の意識改革も含めて、なるだけ仕事の効率化、早く帰る日、定時退庁日の設定ですとか、休暇の取得も含めまして、働き方についての考え方を改善していく必要があるかなと思ひます。

左側で、昨日説明しましたように、職員にもアンケートを行いましたりとか、意見交換会というものも別途行っております。そういった中で、実際に働いている職員の意見等とかというの踏まえながら、こういった形でさらにそれを進めていくかというのが、この改革の中に織

り込んでいければと考えております。

○中野委員 次に、九州北部豪雨災害への対応についてですが、2の支援状況の中で、消防と航空隊が行かれています。航空隊は1隊で4人、それは理解できるんですが、宮崎県大隊は延べ40隊、163人、延べという意味がわからんとです。

○福栄消防保安課長 緊急消防援助隊につきましては、県内に50隊、202名が指定されておりますけれども、1回当たりの出動が3日間で大体交代しております。

今回の場合ですと、7月6日から7月8日までが第1次派遣隊が出動いたしまして、8日から10日までが同じく第2次派遣隊が出動しております。1回当たり20隊が出動しておりますので、合計の40隊の163名となっております。

○中野委員 いわゆる隊としては40隊行かれたわけですか。

○福栄消防保安課長 第1次で20隊、第2次で20隊、合わせて40隊となっております。

○中野委員 それを延べという意味がわからんとです。

○福栄消防保安課長 出動した人員が最初の20隊と後の20隊、入れかわっておりますので、トータルで40隊ということであります。

○中野委員 それは、ただ40隊でいいんじゃないんですか。

○福栄消防保安課長 実際に現場で活動している部隊というのは、常時は20隊ずつということですので、全体をトータルで見ると40隊で、現場で実際に活動しているのは20隊という意味でございます。

○中野委員 普通、延べ何日とか云々というときには、1人の人が救助なら救助しますよね、10日間おれば延べ10日間というんじゃないですか。

だから、10人の人が10日間救助すれば、延べでは1人が10日だから延べ100日とか、そういうときに延べ何人と使うけれど、この40隊の中の163人というのは隊員の数でしょう。40隊の中の総数の人間が163人という意味じゃないんですか。

○福栄消防保安課長 実際に出動した人員が、全てで40隊の163名でございます。

○中野委員 私は延べという場合には、この163人が延べ何日したというときには延べでいいと思うんだけど。ただ人数を40隊で163人という場合には、延べは要らんとじゃないかなと思って、その証拠には下のほうは、日数は長くしてるけれど1隊4人ですよ。

○福栄消防保安課長 航空部隊につきましては、1隊4名、これが出動しております。ずっと4日間ということです。

この延べという数え方につきましては、全国共通でやっております。

○中野委員 例えば、自衛隊とか含めて、ずっと活動したりすると、何千、何万という、1日を1人とすればそれが延べ何人の1日、それが2日すれば1人でやっても延べでいけば2人だから、100人のときにはその倍の200とか、何千日とか、そのときによく延べ何人行ったとかというときに、延べというのを使われているように思うから。この隊の数と人数が書いた中で、頭に延べというのを、そこ辺が隊員が163人だったから、これはもう合わせてみんな163人行ったんだなという意味だったから、活動した日数は1人が3日か4日かするわけだから、延べをするときにはそれを4日であれば、それを4倍した数字じゃないかなと思ったものだから、それで聞いたんです。

○福栄消防保安課長 先ほども申しましたけれ

ど、消防庁で統計をとってございまして、その統計のとり方で数字を出しております。

○中野委員 航空隊は消防庁の管轄ではないからということになるんですか。

○福栄消防保安課長 いえ、航空部隊も一緒ですけれども、この4名が今回の場合にはずっと続けておったということで御理解いただければと思います。

○中野委員 隊とそのメンバーはかわらんけれども、それを前半と後半で行った、その場合には延べを使うということですね。どうも、普通の延べ何人というときの言い方と違うなど、消防はそういうとり方でしょうから仕方はないと思うんですが。長く捜索した場合には、消防が何日、何人出動したということの捉え方のときには、今度はどういう捉え方をするわけですか。

自衛隊なんかは、表を見れば延べ何人とかという、かなりの活動したような書き方をしますが。わざわざここに日数を書かない場合には、活動した日数とかそれがちょっとわかりませんよね。そういう制度であれば仕方がないですけども、どうかと思ったものだから。

○福栄消防保安課長 参考でございますけれども、去年の熊本地震、こちらが延べ12日間の出動をしておりますけれども、この際が1回の出動当たり20隊で、最後が10隊ですけれども、通常20隊ずつで合計の延べ90隊の371名が出動しております。

○中野委員 それは、だから300何人行ったということでしょう。いわゆる一人一人が違うわけですよ。

そうした場合に、1隊が4人ぐらいですかね、その人たちが今回も行ったけれど、また次も行ったという場合にはどんな書き方になるんですか。

○福栄消防保安課長 今、委員お尋ねのとおり、

1 隊の4名が例えば1回出動いたしまして、1回帰隊して、その後、出動すればまたカウントするという形で数えております。

○中野委員 そのときは延べでいいような気がするけれど、今度はメンバーが違うわけですから、前半が20隊、後半が20隊、各消防署から行ったわけでしょう。

消防署の数からすると、隊の数があるから、宮崎なんかは大きいから、隊が何人かあるんでしょう。これがどうだということじゃないけれども、普通、我々がいろんな活動をしたときの延べ何日いたとかという見方のときがこうじゃなかったなと思ったもんだから。消防はそういう制度で、国を挙げてそういう制度であれば、そういう制度だなと思ってこれから見ればいい話だから理解しますけれども、数え方はいろいろあるんでしょうね。

○二見委員長 ほか、ございませんか。ないようでしたら、もう締めますけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時46分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、来週25日月曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた

します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午前10時46分散会

平成29年9月25日(月曜日)

午後1時4分再開

出席委員(7人)

| | | |
|-----|---|-------|
| 委員 | 長 | 二見康之 |
| 副委員 | 長 | 岩切達哉 |
| 委員 | | 緒嶋雅晃 |
| 委員 | | 蓬原正三 |
| 委員 | | 中野一則 |
| 委員 | | 松村悟郎 |
| 委員 | | 前屋敷恵美 |

欠席委員(1人)

| | | |
|----|--|------|
| 委員 | | 河野哲也 |
|----|--|------|

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

| | |
|---------|------|
| 議事課主査 | 原田一徳 |
| 総務課主任主事 | 日高真吾 |

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決の前に、先週21日の委員会におきまして、松村委員及び蓬原委員、そして私から、みやざき文化振興課所管の私立学校退職金基金事業補助金(幼稚園退職金事業)について、質疑や要望がありました。

この中で、みやざき文化振興課長から昨年度は1000分の12.0で、本年度は13.2に上げているとの答弁がありましたが、正しくは今年度は11.6相当と下がっているとのことでした。

このことについて、当局より発言訂正の申し出があり、許可しましたので、御報告いたします。

それでは、議案の採決を行いますが、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意

見がありましたらお願いいたします。特にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、採決を行います。

議案等につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 議案ごと。

○二見委員長 議案ごとですね。

それでは、個別採決を行います。まず議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手全員。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手多数。よって、議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手多数。よって、議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時6分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、先週、正副委員長一任との声もいただきましたので、御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、閉会中の委員会について御意見を伺いたいと思います。

11月6日月曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見、御要望等はいかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

では、11月6日の閉会中の委員会につきましては、ただいま御意見いただきましたことを踏まえて正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようですので、以上で委員

会を終了いたします。

午後1時8分閉会